

# **第4次黒部市地域福祉計画（案）**

【令和6年度～令和10年度】

**黒部市**

# 目次

## 第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景 .....	1
2 国の主な流れ .....	1
3 計画策定における考え方 .....	3
4 求められる助け合いの形 .....	4
5 「地域」の範囲 .....	5
6 計画の位置づけ .....	6
7 計画期間 .....	8
8 計画策定の手法 .....	8

## 第2章 黒部市の現状

1 統計データからみえる本市の現状 .....	9
2 アンケート結果からみえる本市の現状 .....	17
3 黒部市の地域福祉の課題 .....	38

## 第3章 基本理念と施策体系

1 基本理念と基本方針 .....	40
2 施策体系 .....	42

## 第4章 施策の展開

基本方針 1 地域福祉環境の充実 .....	43
基本方針 2 地域福祉推進体制の強化 .....	52
基本方針 3 地域活動・ボランティア活動の推進 .....	57

## 第5章 計画の推進について .....

60

## 資料編

1 計画策定の経緯 .....	61
2 黒部市地域福祉計画策定委員会設置要綱 .....	62
3 黒部市地域福祉計画策定委員会名簿 .....	64

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景

近年、全国的に少子高齢化の進行や、家族形態、人々の価値観やライフスタイルの多様化、また新型コロナウイルス感染症の影響による生活環境の変化などにより、地域とのつながりが希薄化していると言われています。また、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加するなど、支援を必要とする高齢者の増加や孤独死、児童虐待の増加、障がいのある人の自立支援や就労支援の不足などに加え、ひきこもり、生活困窮者、自殺者の増加、貧困の拡大、ヤングケアラーなど、さまざまな課題が山積しており、住民の福祉へのニーズが多様化しています。そのため、一人ひとりの福祉ニーズに対応し、幸せな生活を実現していくためには、公的サービスだけでなく、地域で互いに助け合い、支え合うことが必要となっています。

黒部市では、平成31年3月に「第3次黒部市地域福祉計画」（以下、「第3次計画」という）を策定し、「みんなで支え合い 共に生きるまち くろべ」を基本理念として掲げ、制度・分野ごとの縦割りや支え手と受け手の関係を超え、すべてを我が事として参画し、世代や分野を超えて丸ごと繋がることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがいがづくり、そして地域共生社会の実現を目指してきました。この度、令和5年度に第3次計画の計画期間が終了するにあたり、より地域の現状に即した地域福祉のさらなる充実をめざし、「第4次黒部市地域福祉計画」を策定します。

## 2 国の主な流れ

平成29年6月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により社会福祉法の一部改正がされました。この改正では、「我が事・丸ごと」の地域福祉の理念の推進や市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が示されています。「市町村地域福祉計画の策定ガイドライン」では、地域福祉計画が福祉分野の上位計画として位置付けられ、策定が努力義務となりました。（平成30年4月改正社会福祉法の施行）。この改正社会福祉法により、地域福祉計画に盛り込むべき事項の一部が見直され、新たに「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備」に関する事項が定められました。

また、令和2年度の改正社会福祉法により、地域共生社会の実現に向けた「重層的支援体制整備事業」が創設され、「属性を問わない相談支援」「多様な参加支援」「地域づくりに向けた支援」の一体的な実施による包括的な支援体制が求められています。（市町村における包括的な支援体制の構築に関する改正規定は、令和3年4月施行）

本計画は、福祉分野における様々な制度改正や市町村地域福祉計画の策定ガイドラインを踏まえ策定します。

■市町村地域福祉計画の策定ガイドラインが示す計画に盛り込むべき事項と本計画への反映箇所を掲載

	本計画への反映箇所
<b>一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項</b>	
ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした福祉以外の様々な分野との連携	第4章 基本方針2(1)③
イ 特に重点的に取り組む分野に関する事項【新規】	第4章 基本方針1～3
ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方	第4章 基本方針2(1)③
エ 生活困窮者のような各分野横断的に対応できる体制	第4章 基本方針2(1)③
オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開	第4章 基本方針1(3)③
カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方	第4章 基本方針2(1)③
キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方	第4章 基本方針2(1)③
ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方	第4章 基本方針2(1)③
ケ 権利擁護の在り方	第4章 基本方針1(3)④
コ 虐待対応と、養護者又は保護者が抱える課題にも着目した支援の在り方	第4章 基本方針1(3)④
サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方	第4章 基本方針2(1)③
シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用	第4章 基本方針3(1)①
ス 地域づくりを進めるための圏域の整理	第1章 5「地域」の範囲
セ 寄附や共同募金等の取組の推進	第4章 基本方針3(3)③
ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制【新規】	第4章 基本方針2(1)③
タ 全庁的な体制整備	第5章 計画の推進(2)
<b>二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項</b>	
ア 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備	第4章 基本方針1(3)①②
イ 必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立	第4章 基本方針1(3)③
ウ 利用者の適切なサービス選択の確保	第4章 基本方針1(3)①
エ 利用者の権利擁護	第4章 基本方針1(3)④
オ 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策	第4章 基本方針2(1)②
<b>三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項</b>	
多様なサービスの振興・参入促進及び公的サービスの連携による公私協働の実現	第4章 基本方針1(2)④
<b>四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項</b>	
ア 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援	第4章 基本方針3(3)①
イ 住民等による地域福祉推進への主体的参加の促進	第4章 基本方針1(2)②
ウ 地域福祉を推進する人材の養成	第4章 基本方針1(1)①～③
<b>五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項【新規】</b>	
ア 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備	第4章 基本方針1～3
イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備	第4章 基本方針1～3
ウ 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築	第4章 基本方針1～3

### 3 計画策定における考え方

#### (1) 地域福祉とは

「社会福祉」とは高齢者福祉や障がい者福祉、児童福祉など、支援を必要とする特定の人を対象にサービスを提供することを目的としています。一方で、「地域福祉」とは、地域住民の主体的な参加を前提として、特定の人に限定せず、自分たちが住む地域の中で誰もが“しあわせ”な暮らしを送ることができる地域をつくっていく、という意味が込められています。

私たちは、誰もが地域の中で、家族や隣近所の人、友人、知人など、さまざまな人との関わりを持ちながら暮らしています。そのため、一人ひとりの幸せな暮らしのためには、住み慣れた地域の中で、こうした人たちと関わり合いながら、お互いに支え合い、助け合って、協力できる基盤をつくるのが大切です。

#### (2) 「地域共生社会」の実現に向けた地域福祉計画の役割

平成 12（2000）年に、社会福祉事業が公明かつ適正に行われることを確保し、社会福祉の増進に資することを目的とした「社会福祉事業法」が「社会福祉法」と改正され、この法律の中で「地域福祉の推進」が初めて明確に位置づけられました。

一方で、わが国では、高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場における人と人との支え合いの基盤が弱まってきています。こうした背景から、平成 28（2016）年に、「我が事・丸ごと」地域社会実現本部が設置され、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」に基づき、社会福祉法が改正され、「地域共生社会」の実現に向けた方向性が示されました。この法律を踏まえ、各自治体では「地域福祉計画」が策定され、それぞれの地域の現状に即した取組が進められています。

地域共生社会とは、個人やその家庭が有する課題が複合・複雑化している現状を踏まえ、介護、子育て、障がいなどの制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超え、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、子どもから大人まで住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。多様化する社会において、高齢の親と働いていない独身の 50 代の子が同居している世帯いわゆる「8050問題」や介護と育児に同時に直面する世帯いわゆる「ダブルケア」、「ヤングケアラー」等さまざまな課題が指摘されています。地域共生社会の実現のためには、従来、高齢者分野に限られていた「地域包括ケア」の理念を生かし、高齢者のみならず、障がいのある人、子どもなど、生活上の困難を抱える人や世帯などが、地域において自立した生活を送ることができるよう、制度のはざまにある問題の解決を目指し、包括的かつ切れ目のない支援体制を構築することが重要となっています。

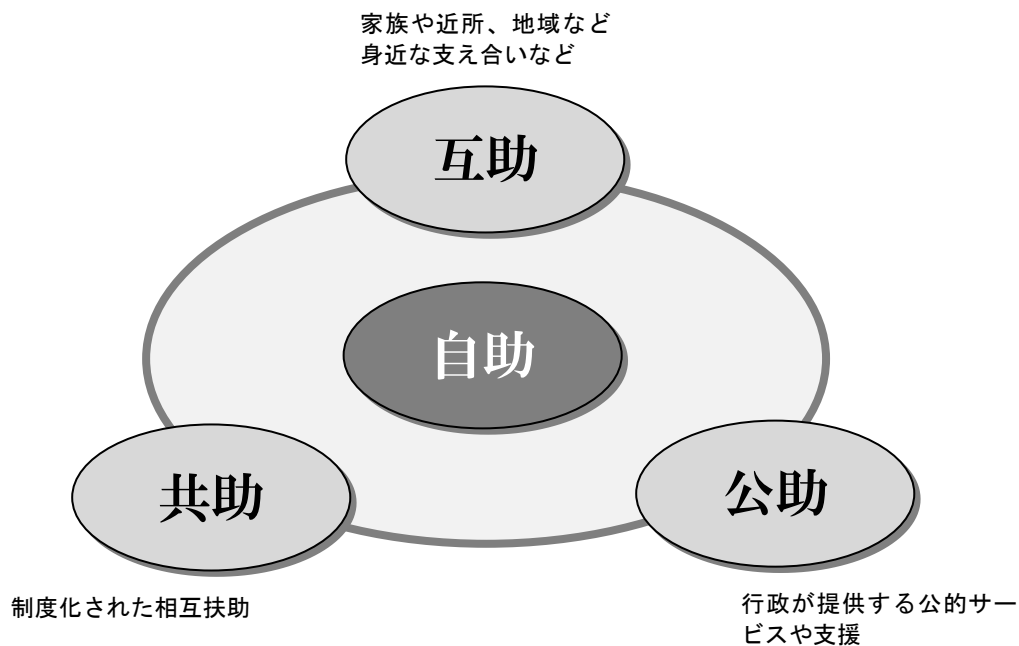
地域福祉計画は高齢者や障がい者などの個別の福祉計画の上位計画として位置付けられており、個別計画では網羅できない、「はざまを補完していく計画」としての機能を持つものとされています。誰もが役割を持てる地域共生社会の実現に向け、地域住民の主体的な参画と協働のもと、市民一人ひとりが地域の課題を「他人事」ではなく、「我が事」として捉え、身近において、できることからはじめてみるきっかけづくりの役割も、地域福祉計画は担っています。

## 4 求められる助け合いの形

地域福祉を進めていくには、「自助」「互助」「共助」「公助」それぞれが役割を果たし、機能していくことが大切です。

### ■ 助け合いの4つの側面

●自助	自分や家族で自らの生活を支えること
●互助	家族や近所、地域で互いが支え合うこと（隣近所や友人、知人とお互いに助け合うこと）
●共助	介護保険や医療保険などの社会保険制度等を通じて連帯化された支え合いのこと
●公助	生活保護など、自助・互助・共助でも支えることができないことを公的に対応すること



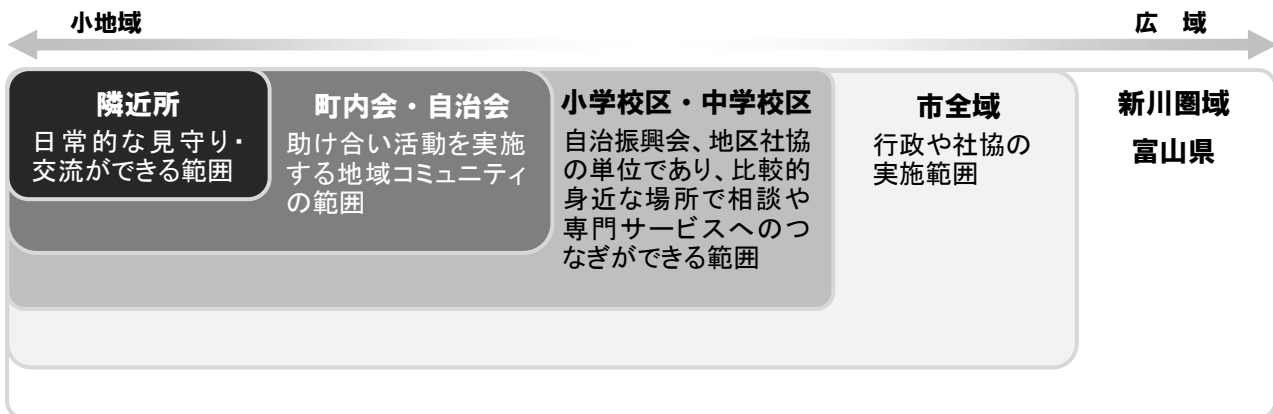
## 5 「地域」の範囲

地域の範囲には、「隣近所」「町内会」「小学校・中学校区」「黒部市」「新川圏域」などがあげられます。本計画では、黒部市全域をもって「地域」とします。ただし、文中では町内会、学校区などをそれぞれ地域としてとらえることもあります。

自治活動の最小単位は「町内会」であり、市内に 152 の町内会があります。町内会は、さらに自治振興会として 16 地区に組織化されています。

16 地区には福祉活動組織である「地区社会福祉協議会」があり、地区社会福祉協議会は、福祉の基礎単位として、地域の生活課題を発見するためのお互いに顔が見える範囲となっています。

### ■地域の範囲の捉え方

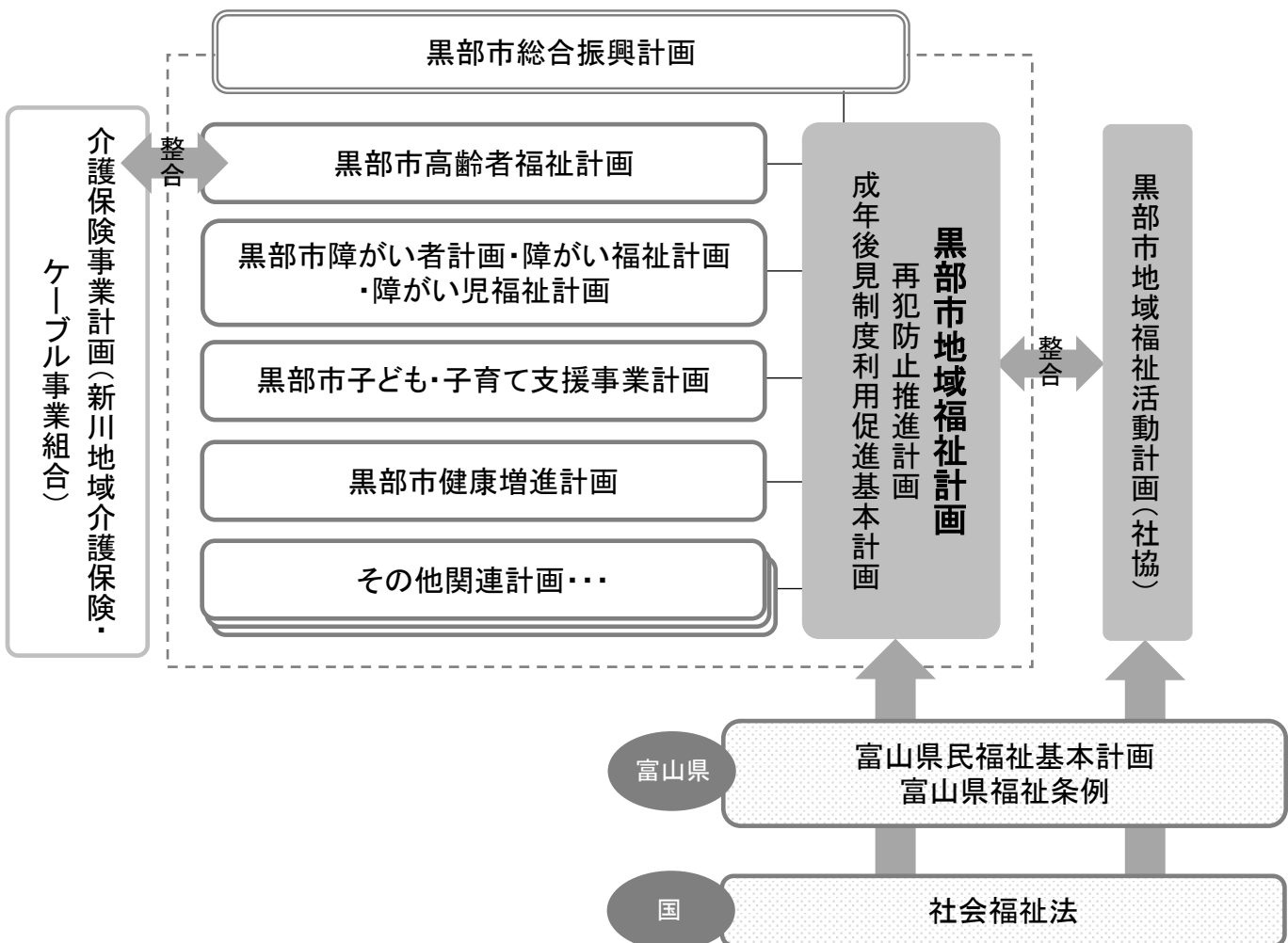


## 6 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に規定する行政計画です。また、高齢者や障がい者などの個別の福祉計画の上位計画として位置づけられており、地域の高齢者、障がい者、子育て家庭など、支援を必要としている市民を地域全体で支え、誰もが住み慣れた地域で、安心してその人らしい自立した生活を送れるようなしくみをつくるものです。

さらに黒部市では、「地域福祉計画」に生活課題の多様化、複雑化を踏まえ、過去に罪を犯した人が地域社会で立ち直るために再犯防止に向けた取組を内容とした「再犯防止推進計画」や成年後見支援、日常生活自立支援の充実を図る「成年後見制度利用促進基本計画」を包含する計画とします。

また、黒部市社会福祉協議会が中心となって取り組み、民間の立場で広く活動主体の連絡調整や支援を行う「地域福祉活動計画」と整合を図りながら取り組みを進めます。





■社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

## 7 計画期間

本計画の期間は、令和6年度から10年度までの5か年計画とします。ただし、社会情勢等の変化や国や県の動向を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行います。

年度	R5	R6					
	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
黒部市総合振興計画	第2次計画(後期計画)					3次(前期計画)	
					見直し		
黒部市地域福祉計画	3次	第4次計画				5次	
	見直し					見直し	
黒部市地域福祉活動計画	3次	第4次計画				5次	
	見直し					見直し	

## 8 計画策定の手法

本計画は、地域をあげて推進していく計画であることから、市民協働の理念を念頭に置き、計画を策定しています。計画策定にあたっては、統計データやアンケート調査等を通じて、地域の身近な現状や課題を把握しました。

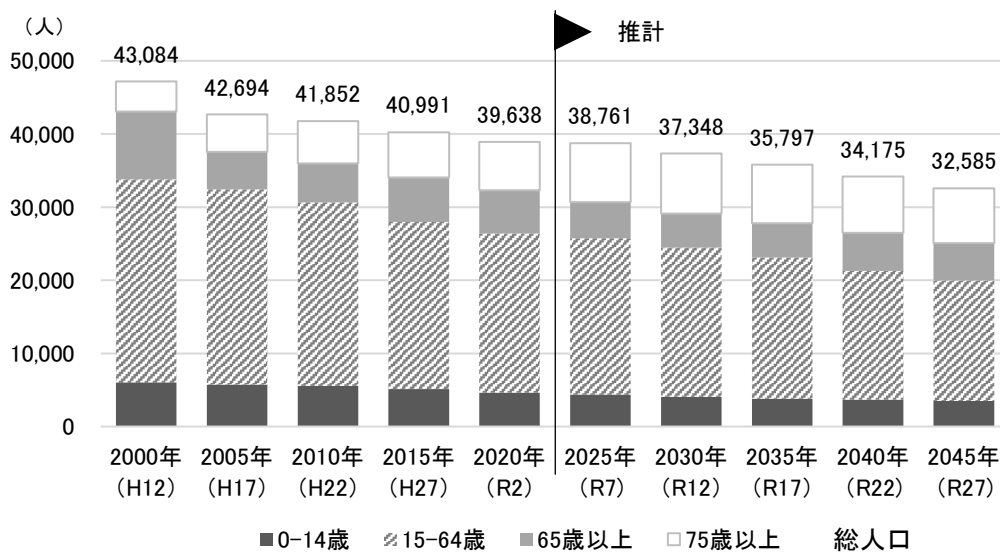
## 第2章 黒部市の現状

### 1 統計データからみえる本市の現状

#### (1) 人口等の状況

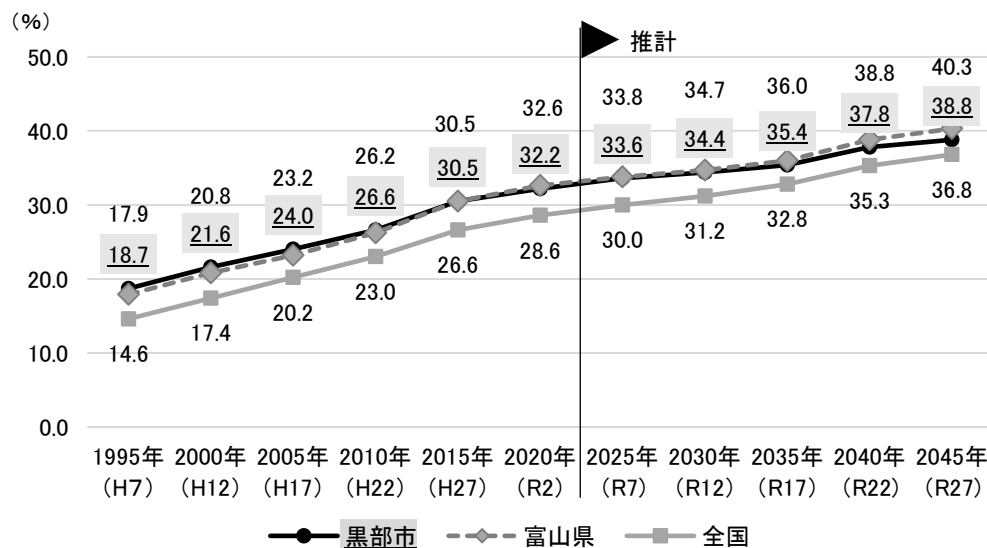
国勢調査によると、本市の人口は、令和2（2020）年は39,638人となっており、年々減少しています。また、高齢化率は、32.2%となっており、全国よりも高い数値となっています。今後は、全国的な傾向と同様に、人口減少、少子高齢化が進行していくことが見込まれています。

■人口の推移と推計



資料：（～2020年）国勢調査、（2025年～）国立社会保障・人口問題研究所

■高齢化率の推移と推計【富山県・全国比較】



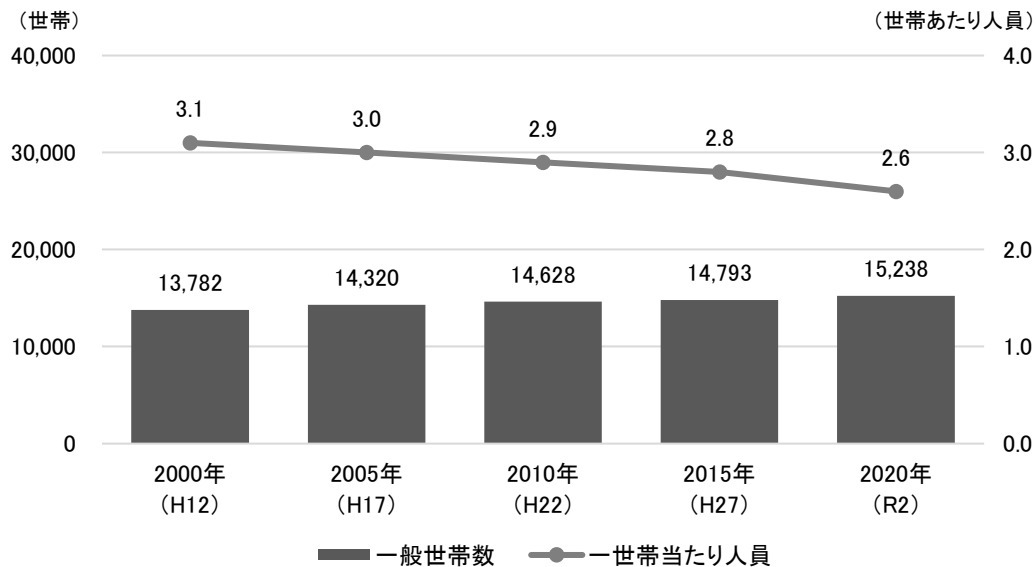
資料：（～2020年）国勢調査、（2025年～）国立社会保障・人口問題研究所

一般世帯数の推移をみると、令和2（2020）年で15,238世帯と年々増加しています。一方で、1世帯あたり人員数は年々減少しており、世帯の縮小化が進んでいます。

人口動態の推移をみると、転出入は、年により増減がありますが、転出が転入を上回っています。出生・死亡は、死亡の方が高く推移しています。

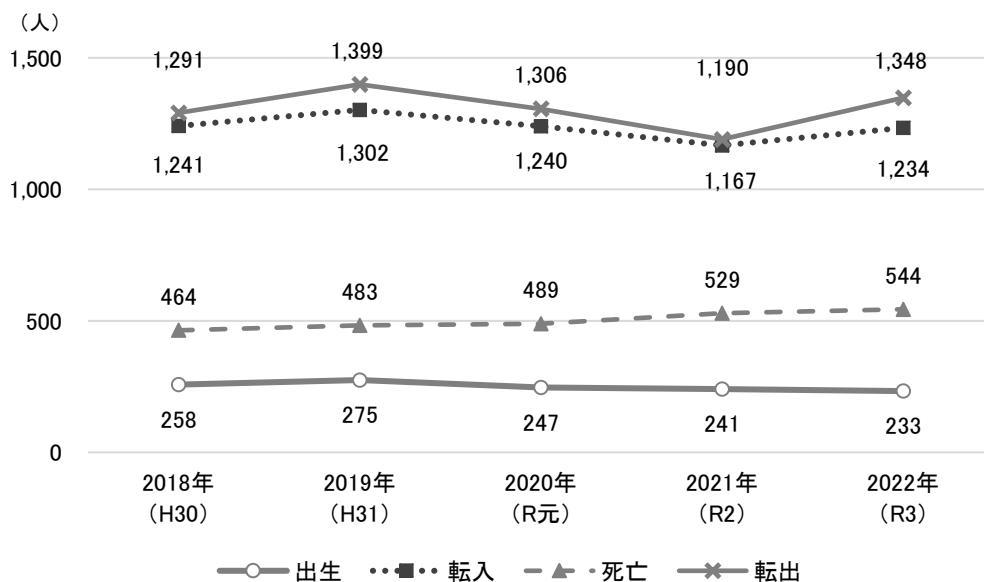
外国人の状況をみると、人口、世帯数ともに国別で中国が最も多くなっています。

■一般世帯数と1世帯あたり人員数の推移



資料：国勢調査

■人口動態の推移



資料：市民環境課（各年12月末現在）

■外国人の状況

	中国	フィリピン	ブラジル	韓国	米国	その他	合計
人口 (人)	104	75	17	15	13	247	471
世帯数 (世帯)	69	57	11	12	12	227	388

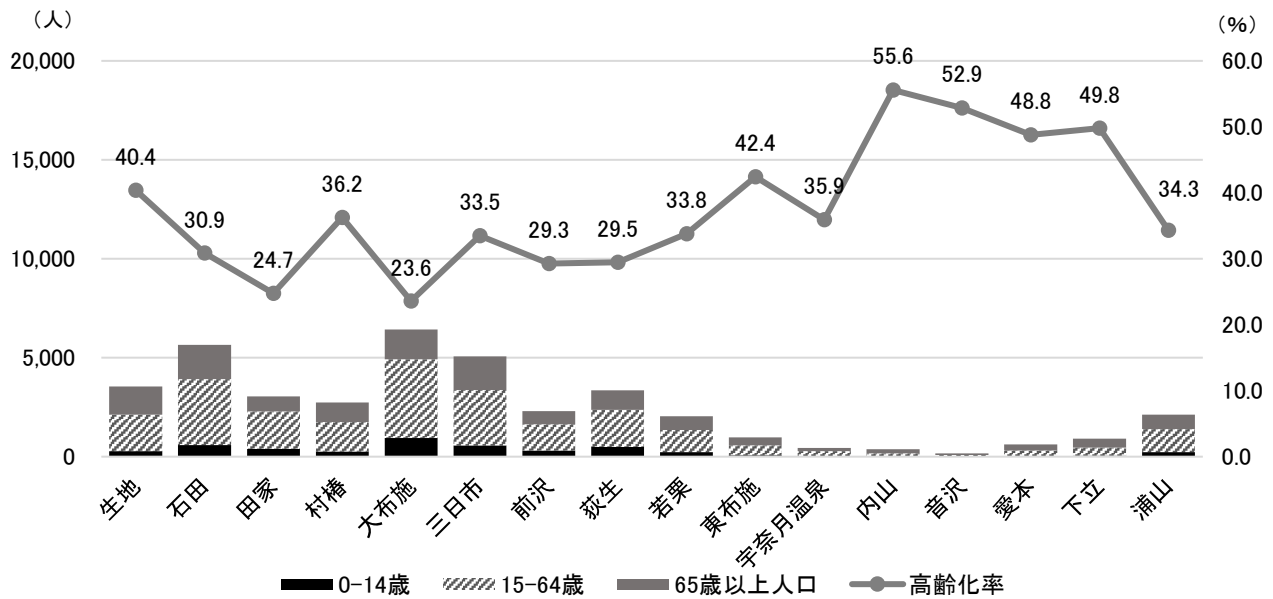
資料：市民環境課（令和5年3月現在）

## (2) 地区別の状況

地区別人口をみると、大布施地区では人口が多く、高齢化率が他の地域と比べて低くなっています。内山地区、音沢地区では、人口が少なく、高齢化率は5割を超え、高くなっています。

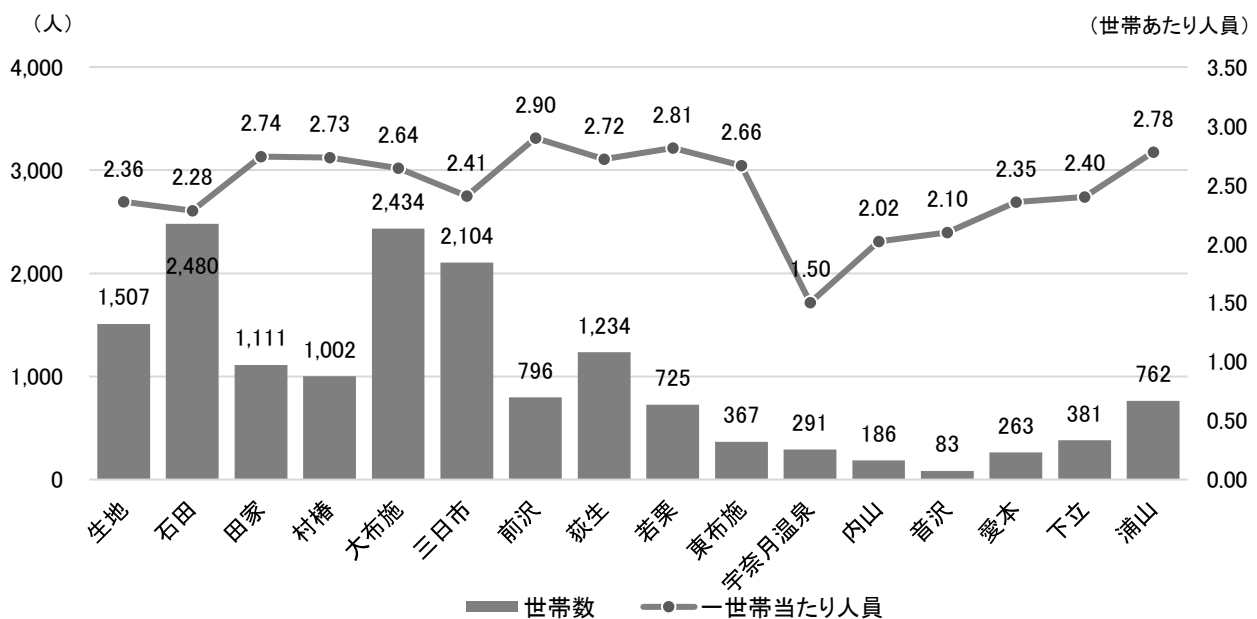
地区別一般世帯数と1世帯あたり人員数をみると、宇奈月温泉地区が最も低く、次いで、内山地区、音沢地区となっています。内山地区、音沢地区では、高齢化率が高く、1世帯あたり人員数が少ないことから、高齢独居世帯が多いことが考えられます。

### ■地区別人口【年齢別】



資料：市民環境課（令和5年3月末現在）

### ■地区別一般世帯数と1世帯あたり人員数

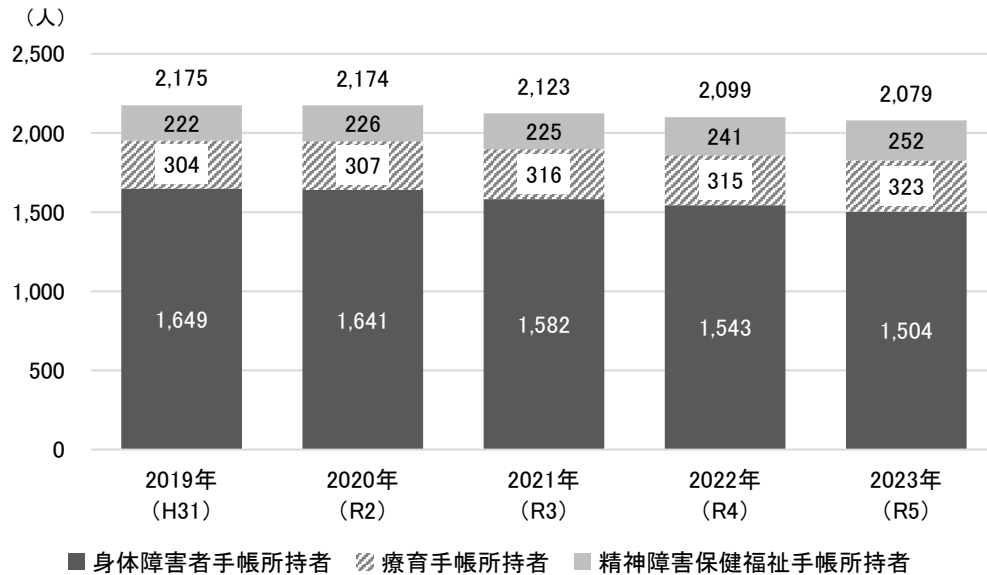


資料：市民環境課（令和5年3月末現在）

### (3) 障がいのある人の状況

障害者手帳所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は、減少の推移となっています。療育手帳所持者数、精神障害保健福祉手帳所持者数は、年により増減がありますが、おおむね横ばいの推移となっています。

■障害者手帳所持者数の推移

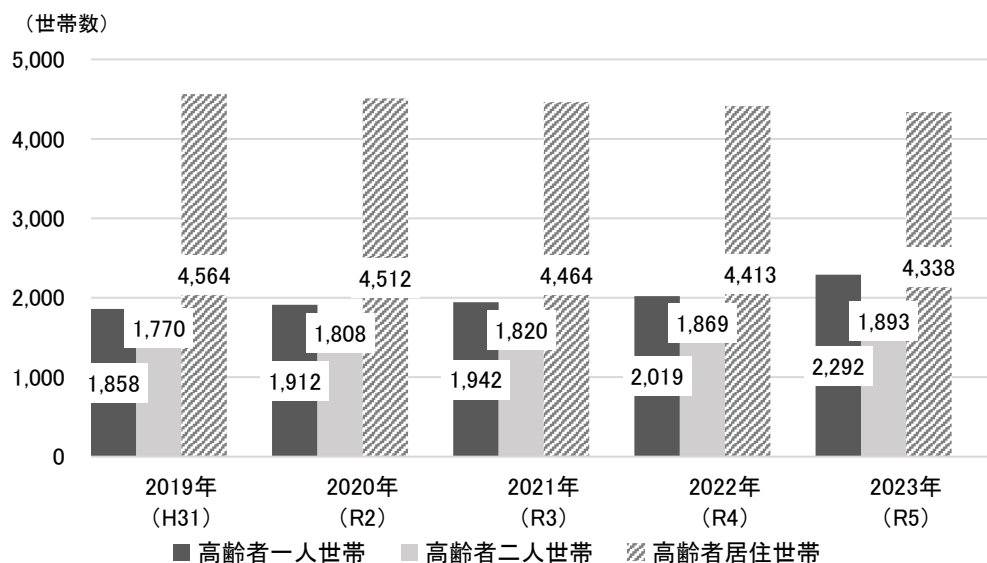


資料：福祉課（各年3月末現在）

### (4) 高齢者の状況

高齢者世帯の推移をみると、高齢者居住世帯数は減少していますが、高齢者一人世帯、高齢者二人世帯は増加しています。

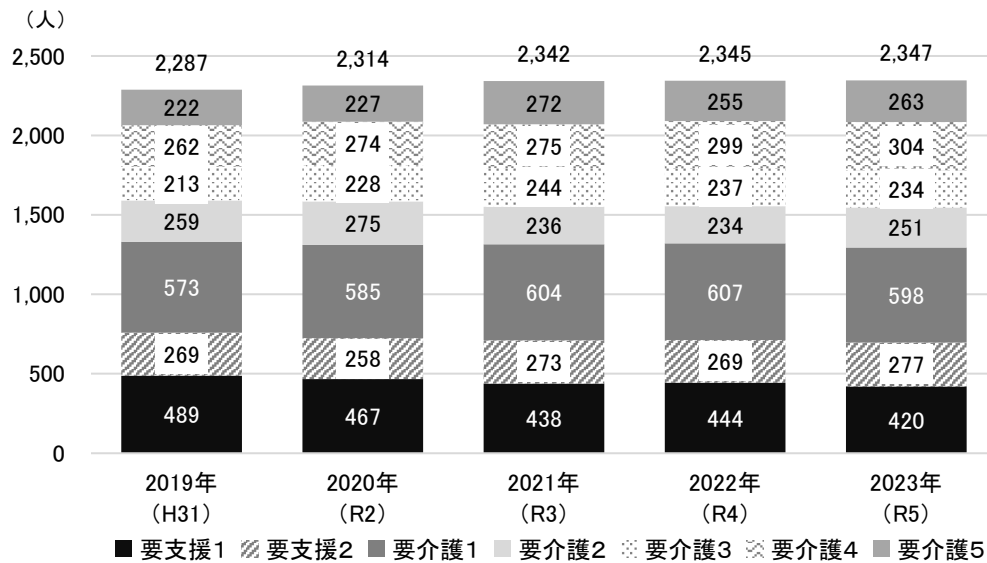
■高齢者世帯の推移



資料：福祉課（各年3月末現在）

要支援・要介護認定者数の推移をみると、要支援1は減少傾向にあります、その他については、おおむね横ばいの推移となっています。

■要支援・要介護認定者数の推移



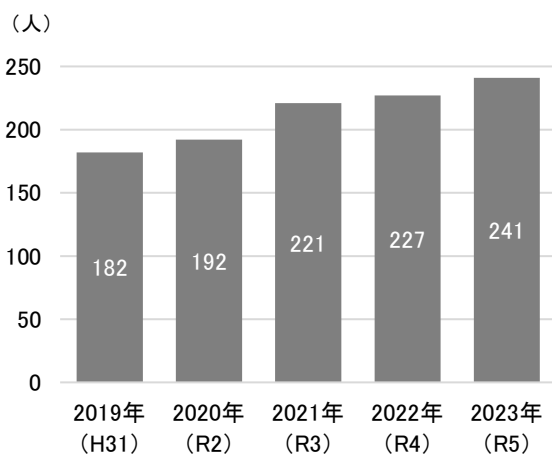
資料：福祉課（各年3月末現在）

在宅寝たきり高齢者数の推移をみると、令和5（2023）年は241人となっており、平成31（2019）年に比べ約1.3倍と増加しています。

在宅認知症高齢者数の推移をみると、令和5（2023）年は982人となっており、平成31（2019）年に比べ約1.2倍と増加しています。

■在宅寝たきり高齢者数の推移

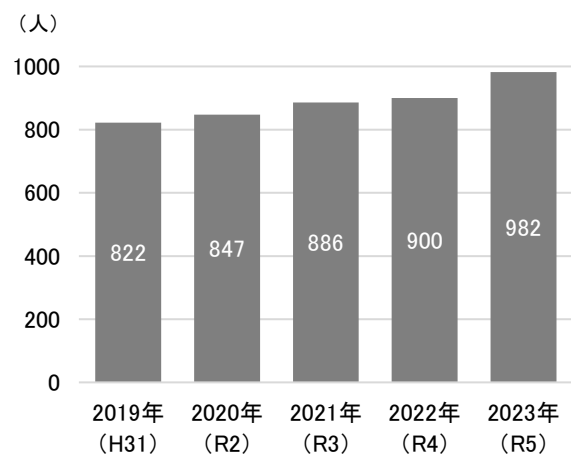
（障害高齢者の日常生活自立度B2以上の者）※1



資料：福祉課（各年3月末現在）

■在宅認知症高齢者数の推移

（認知症高齢者の日常生活自立度IIa以上の者）※2



資料：福祉課（各年3月末現在）

※1 障害高齢者の日常生活自立度B2以上の者：

日常生活がどれくらい自立してきているかを簡単に判定する評価で、日中もベッドでの生活が主体で介助により車いすに移乗できる程度以上の者。

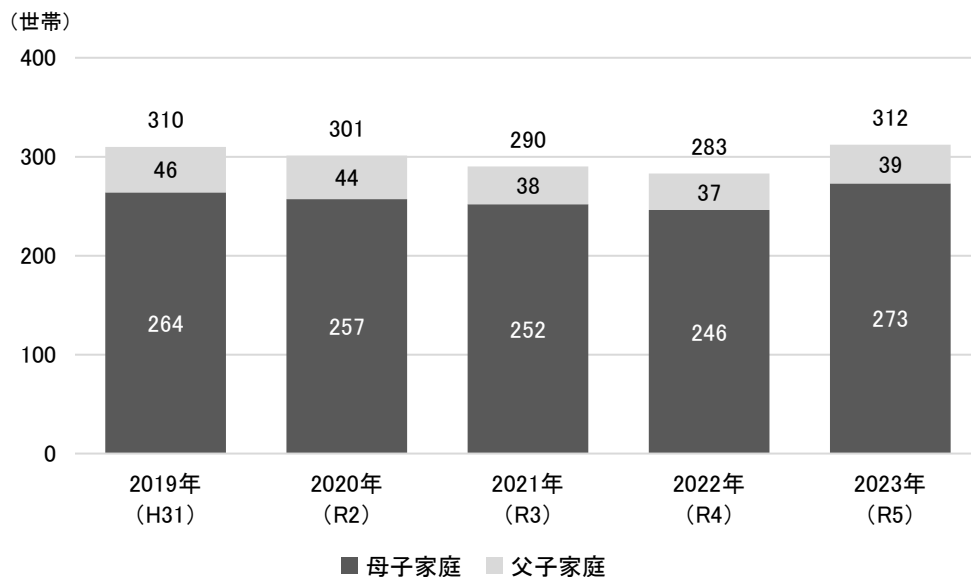
※2 認知症高齢者の日常生活自立度IIa以上の者：

認知症の状態について、日常生活の自立度で簡単に判断する評価で、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる程度以上の者。

## (5) 子ども、子育ての状況

母子・父子家庭世帯数の推移をみると、平成31（2019）年から令和4（2022）年にかけて減少していましたが、令和5（2023）年には、増加しています。

### ■母子・父子家庭世帯数の推移

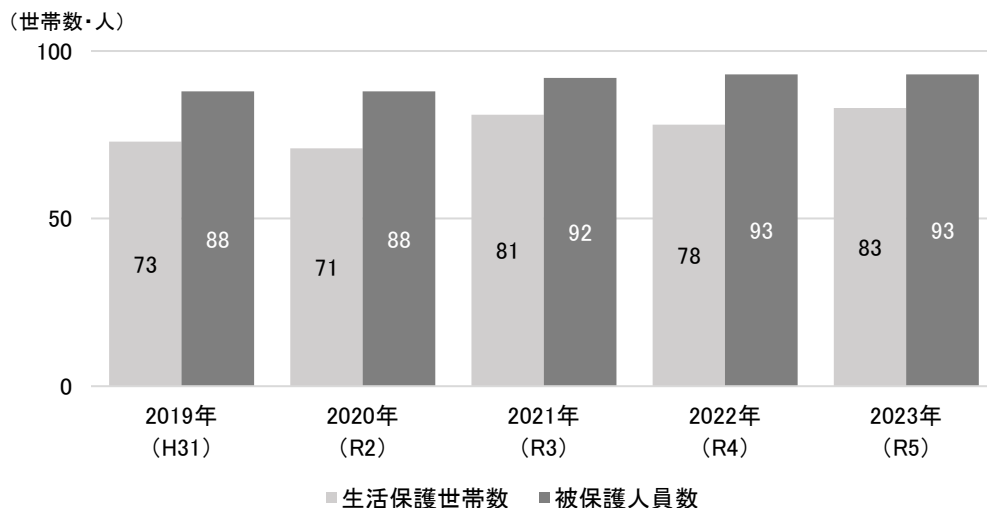


資料：こども支援課（各年3月末現在）

## (6) その他の支援を必要とする人の状況

生活保護世帯数は年により、増減がありますが、おおむね横ばいで推移しています。

### ■生活保護世帯数・被保護人員数および総人口に対する被保護人員の割合の推移

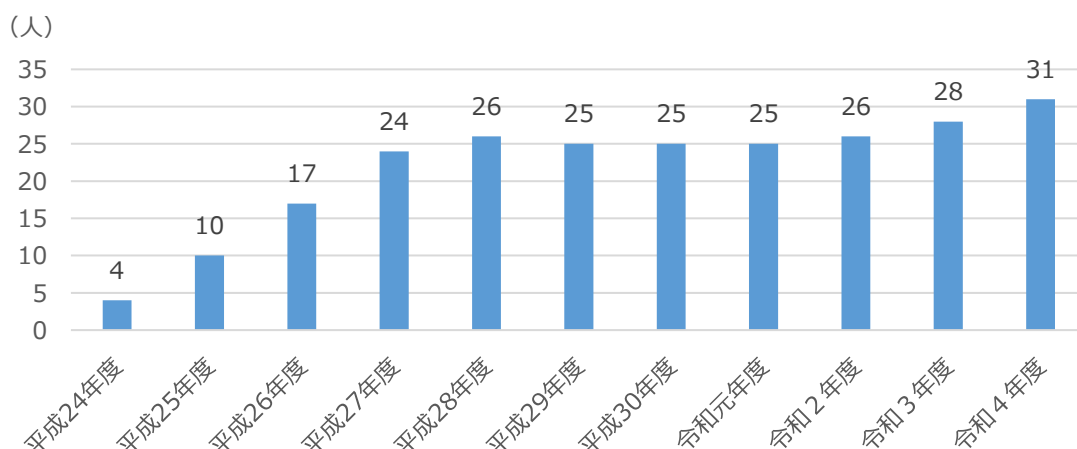


資料：福祉課（各年3月末現在）



日常生活自立支援事業利用者数の推移をみると、増加傾向にあります。

■日常生活自立支援事業利用者数の推移



資料：黒部市社会福祉協議会（各年度末）

※日常生活自立支援事業とは、日常的な金銭管理や財産管理について、自己判断で適切に行うことが困難である高齢者や障がい者等に生活支援員が金銭管理や福祉サービスの手続き援助等を行うものです。黒部市では、黒部市社会福祉協議会が実施主体となっています。

成年後見制度の利用者については、任意後見の実績はなく、法定後見の件数がほぼ横ばいの状況にあります。

■成年後見制度利用者の利用状況

本人の住所 1)	2)	法定後見			任意後見	
		法定後見合計	うち後見	うち保佐		うち補助
黒部市	平成30年11月8日現在	29	19	9	1	0
	令和2年1月10日現在	<b>29</b>	<b>18</b>	<b>9</b>	<b>2</b>	<b>0</b>
	令和5年9月30日現在	25	16	7	2	0

資料：富山家庭裁判所

1) 成年被後見人等である本人が実際に住んでいる場所（施設、病院を含む）を基準としているため、本人の住民票上の住所と一致するとは限らない。

2) 富山家庭裁判所がその管内において平成30年11月8日現在と令和2年1月10日現在と令和5年9月30日現在後見等が開始している又は任意後見監督人選任されている事件について調査した自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異同訂正が生じることがある。

高齢者虐待に関する相談・通報件数の推移をみると、年により増減がありますが、毎年虐待に関する相談や通報があります。

■高齢者虐待に関する相談・通報件数の推移

	身体的虐待	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	介護放棄・放任	延件数 (実件数)
2019年度 (H31)	7件	4件	0件	1件	2件	14件 (5件)
2020年度 (R2)	12件	4件	0件	1件	0件	17件 (5件)
2021年度 (R3)	12件	3件	0件	1件	0件	16件 (8件)
2022年度 (R4)	11件	1件	0件	1件	2件	15件 (7件)
2023年度 (R5)	8件	3件	0件	1件	1件	12件 (7件)

資料：福祉課

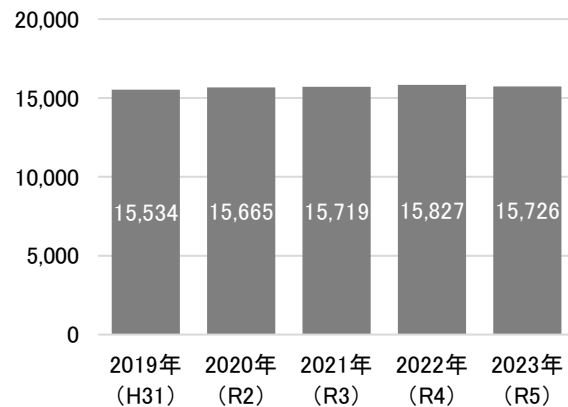
(7) 地域活動等の状況

世帯数の推移をみると、年々増加の傾向にあります。

老人クラブ数・会員数の推移をみると、年々減少しています。老人クラブ会員数は令和5(2023)年は、平成31(2019)年に比べ約半数となっています。

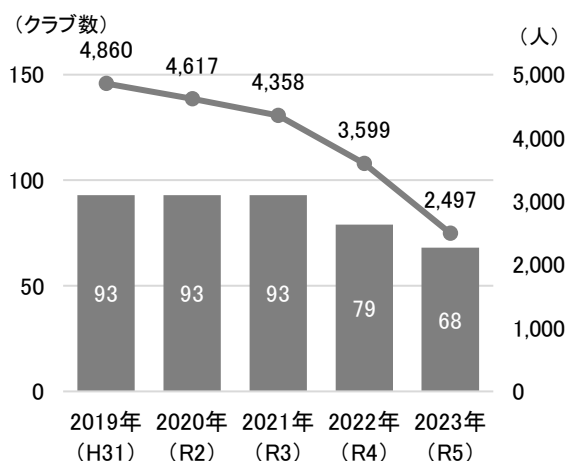
ボランティア団体数・活動者数の推移をみると、団体数・活動者数ともに令和4(2022)年から減少傾向となっています。

■世帯数の推移  
(人)



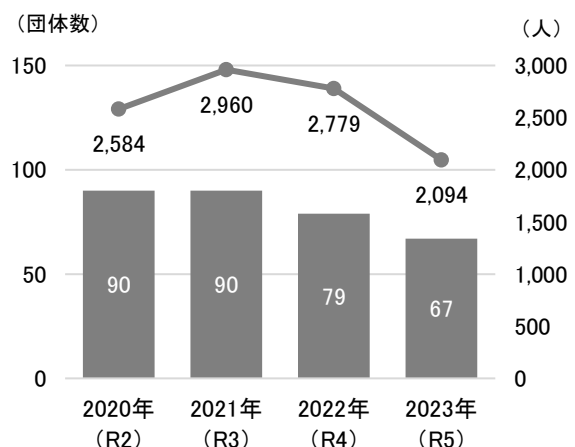
資料：市民環境課 (平成29年3月現在)

■老人クラブ数・会員数の推移



資料：福祉課 (各年4月1日現在)

■ボランティア団体数・活動者数の推移



資料：黒部市社会福祉協議会 (各年3月末現在)

## 2 アンケート結果からみえる本市の現状

### (1) アンケート調査の概要

「第3次黒部市地域福祉計画」の計画期間終了（令和5年度）に伴い、地域福祉に関する意識や地域活動の現状などを把握し、計画全体の評価および本計画策定の基礎資料とするため、日頃より感じている地域や福祉についての考えや、今後の活動の促進に向けた意向を把握するための基礎調査を実施しました。

#### ■調査概要

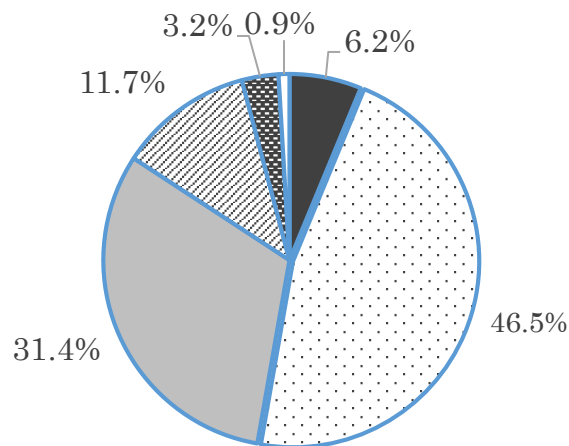
調査対象	市内に在住の20歳以上の一般市民
抽出方法	無作為抽出
調査方法	郵送配布／郵送回収及びWEB回答
調査期間	令和5（2023）年9月6日～9月22日
回収数	849件／2,000件（回収率42.4%）

### (2) アンケート調査の概要（抜粋）

#### ①近所の方との付き合い方について

近所付き合いは、前回調査と同様に「会えばあいさつをする」が46.5%と最も高く、次いで「世間話や立ち話をする」が31.4%、「ほとんど付き合いがない」が6.2%となっています。

#### ■近所付き合いについて

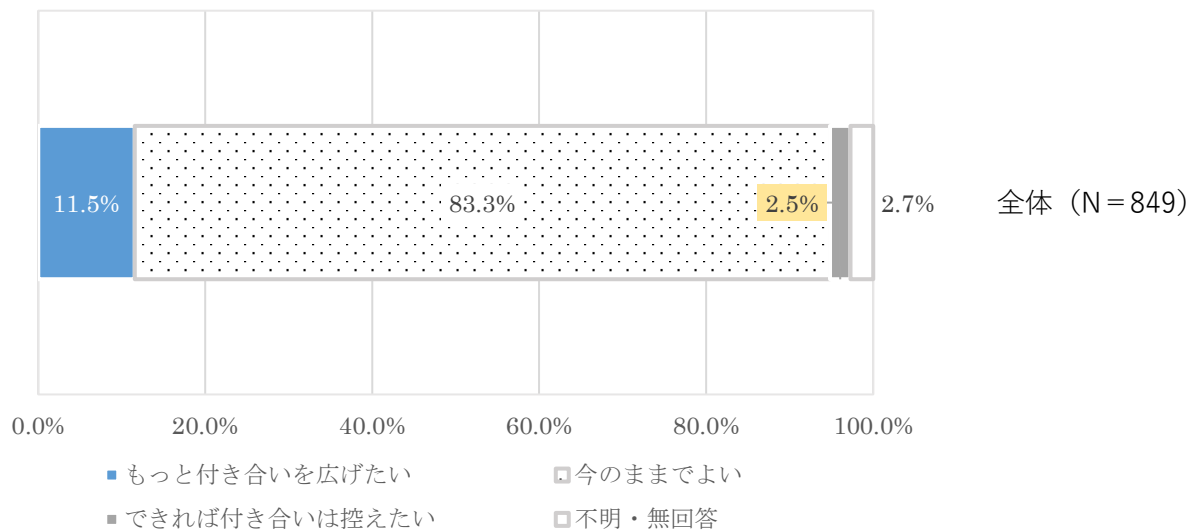


- ほとんど付き合いがない
- 会えばあいさつをする
- 世間話や立ち話をする
- 何か困ったときに助け合う
- 困りごとを相談、家族同様に助け合う
- 誰が住んでいるか知らない

全体（N=849）

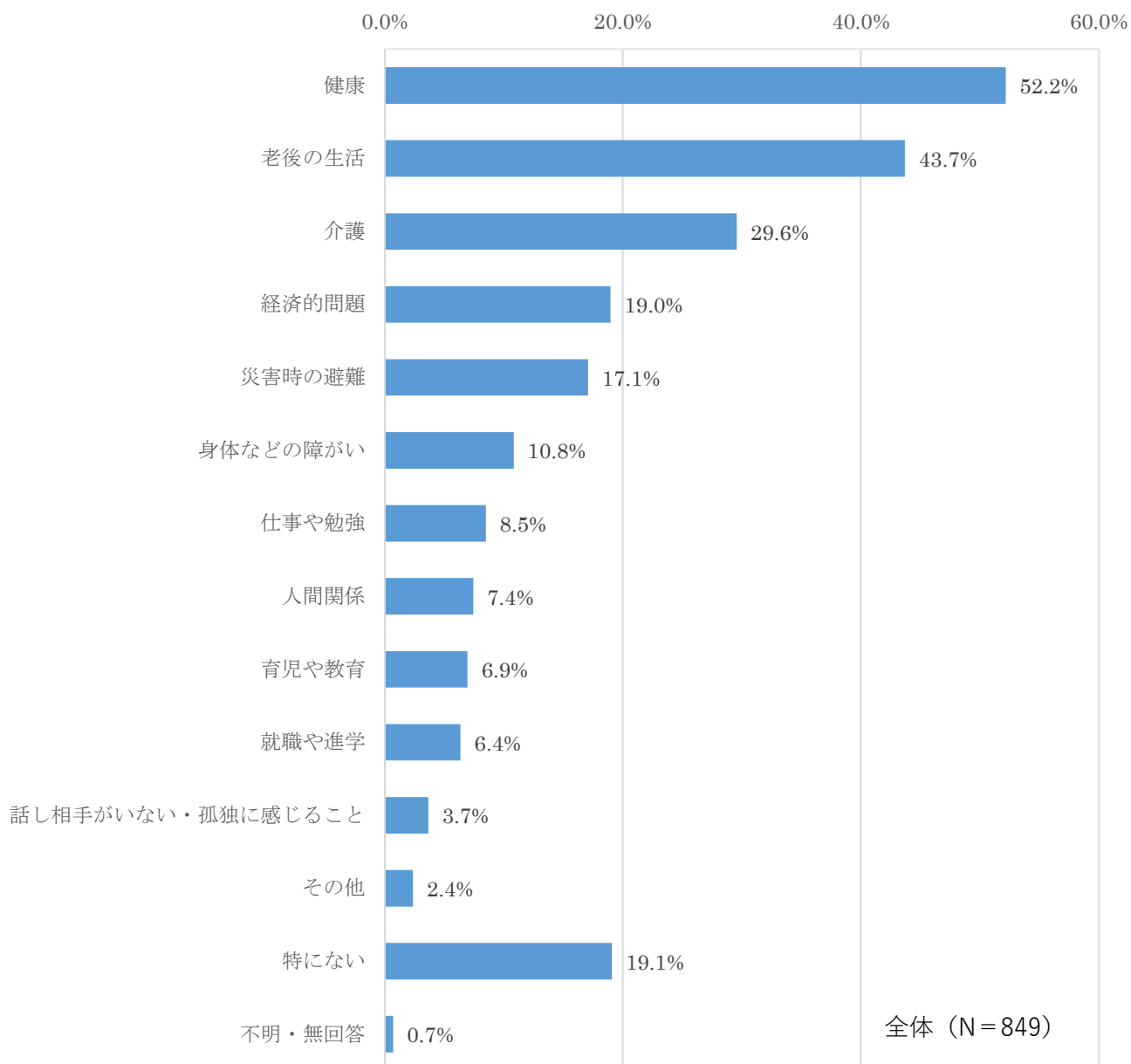
近所の方との今後の付き合いについては、「今のままでよい」が83.3%、次いで「もっと付き合いを広げたい」が11.5%となっています。

■近所の方との今後の付き合いについて



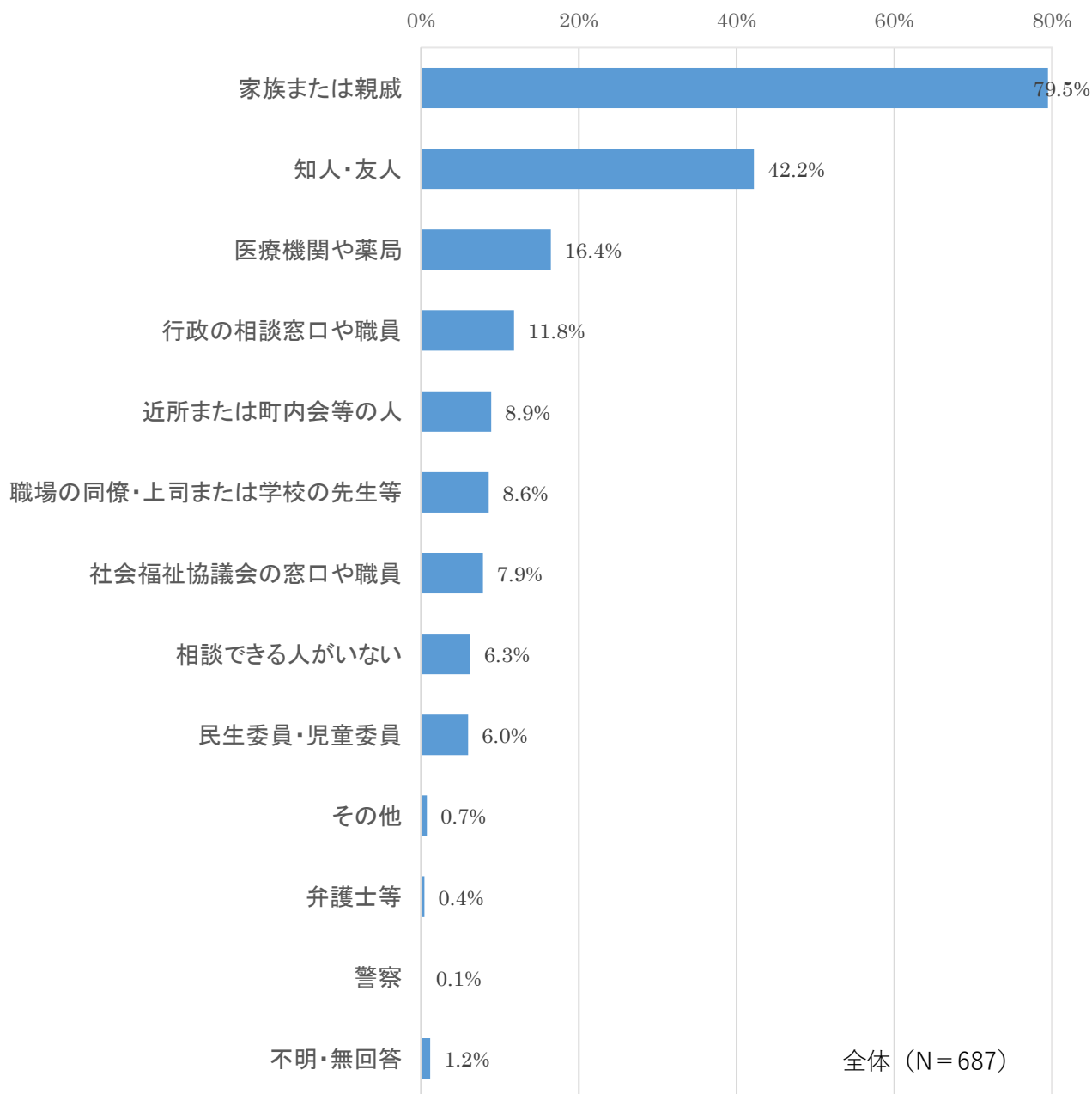
## ②困りごと・相談について

自分や家族のことでの悩みや不安は、全体で「健康」が52.2%と最も高く、前回調査より2.7ポイント増加しています。次いで「老後の生活」が43.7%、「介護」が29.6%となっています。



悩みや不安の相談先は、全体で前回調査と同様に「家族または親戚」が79.5%と最も高く、前回調査より5.2ポイント増加となっており、次いで「知人・友人」が42.2%で前回調査より7.2ポイントの増加と、身近な人への相談が多くなっています。次いで「医療機関や薬局」が16.4%となっています。

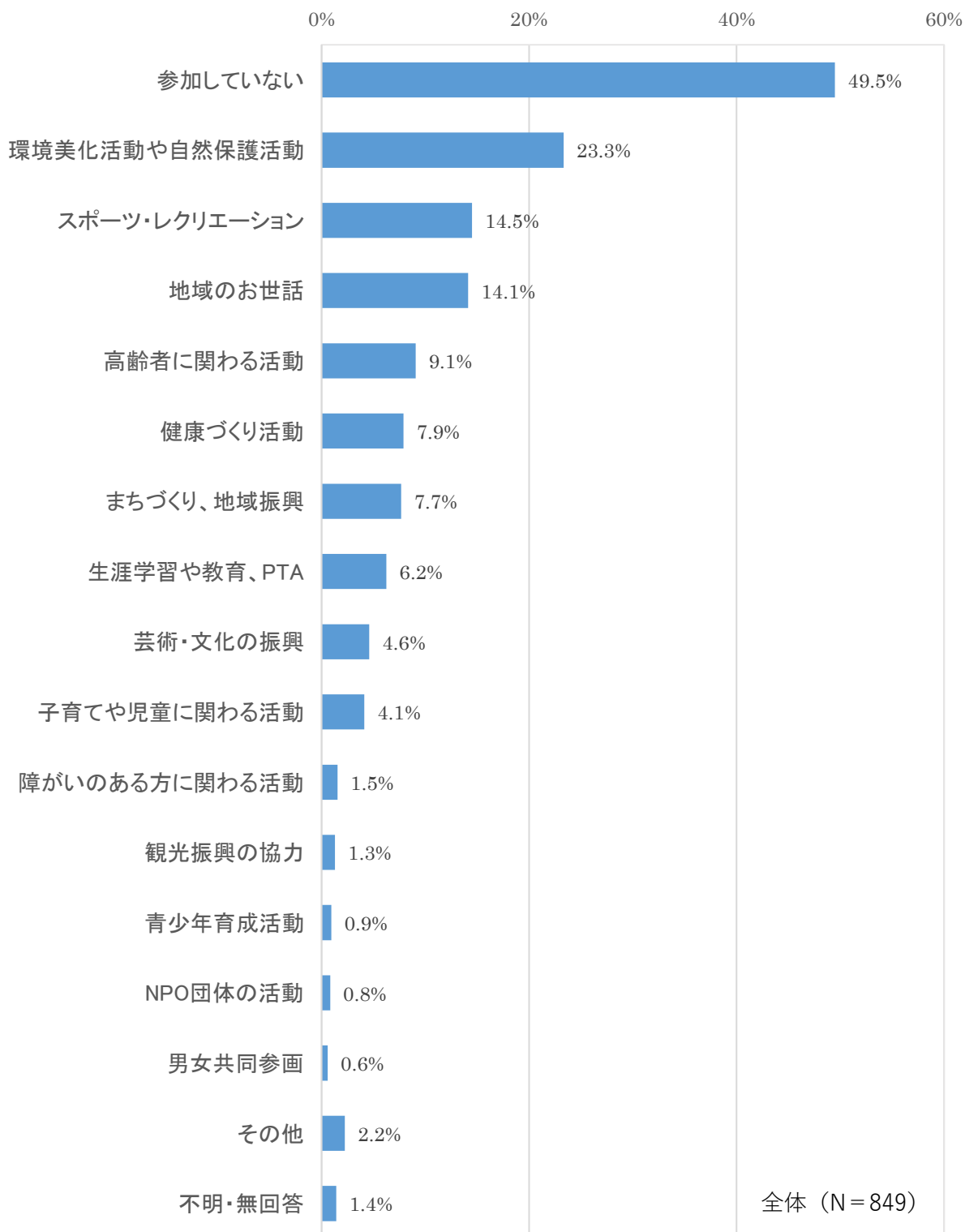
■悩みや不安の相談先について



### ③地域活動やボランティアについて

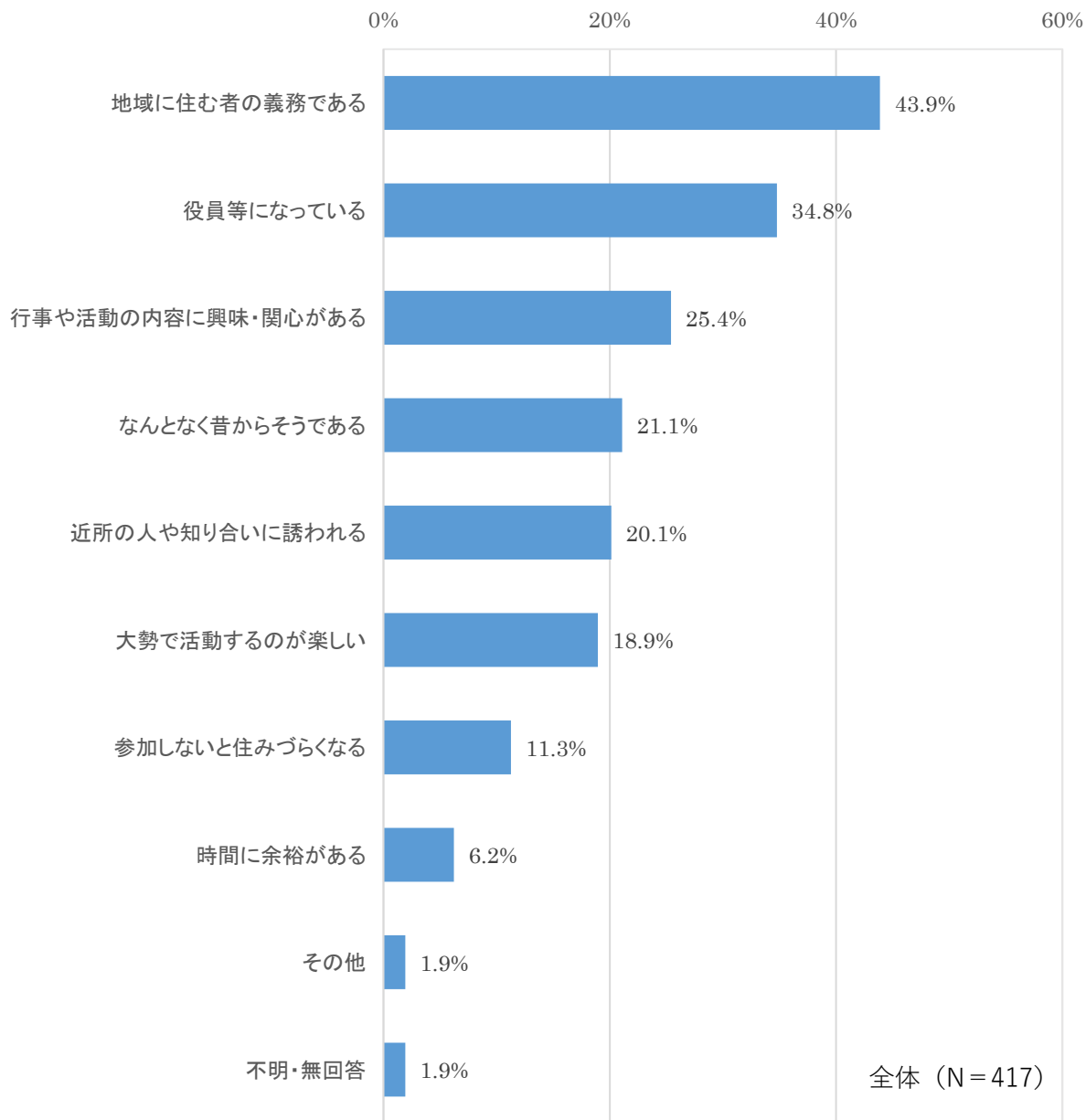
参加している地域活動・ボランティア活動や行事は、「参加していない」が49.5%と最も高く、前回調査より8.0ポイント増加しています。次いで「環境美化活動や自然保護活動」が23.3%となっています。

■参加している地域活動・ボランティア活動や行事について



地域活動に参加する理由は、「地域に住む者の義務である」が43.9%と最も高くなっていますが、前回調査より7.3ポイント減少しています。次いで「役員等になっている」が34.8%、「行事や活動の内容に興味・関心がある」が25.4%となっています。

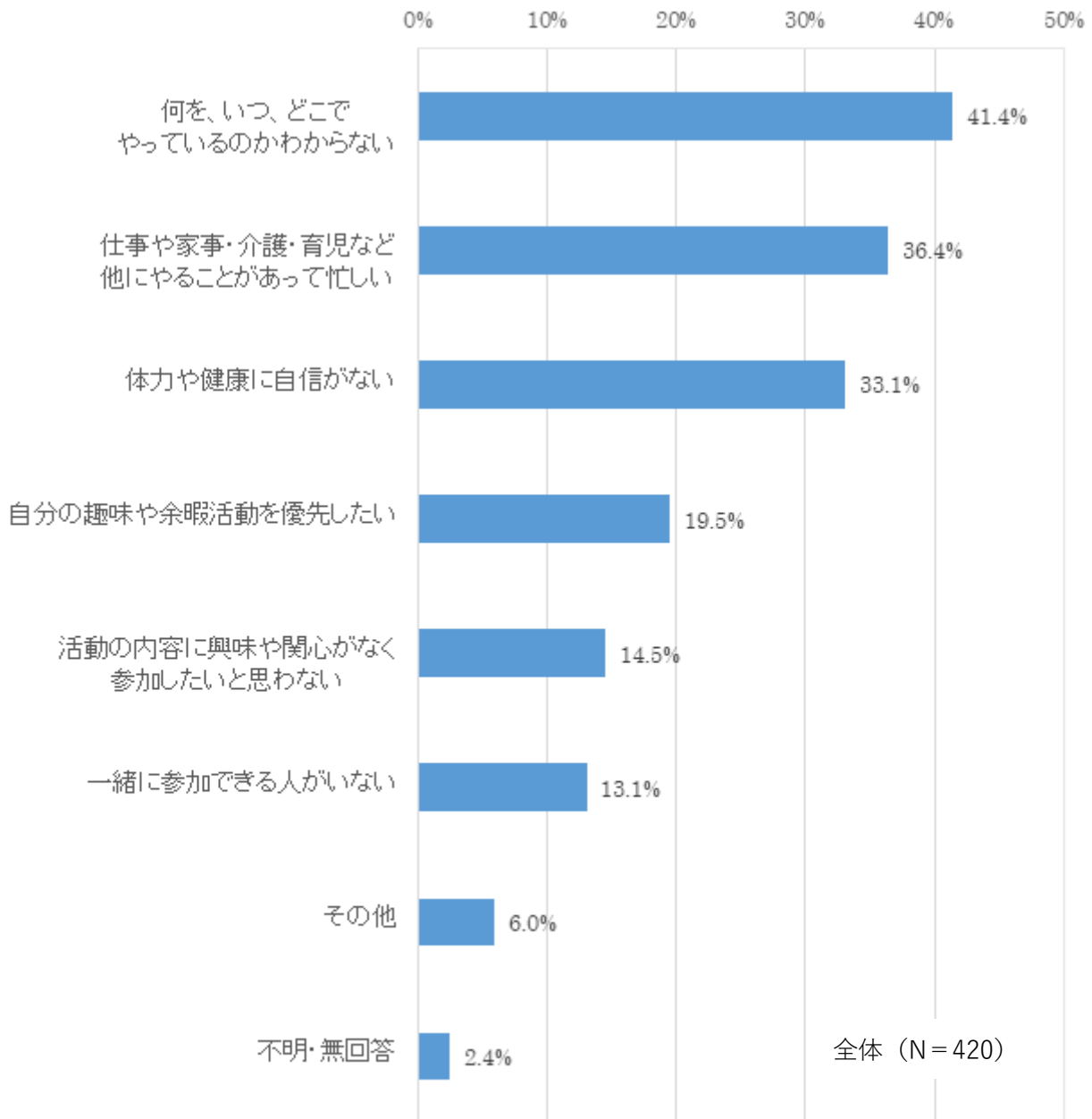
■地域の活動に参加する理由について





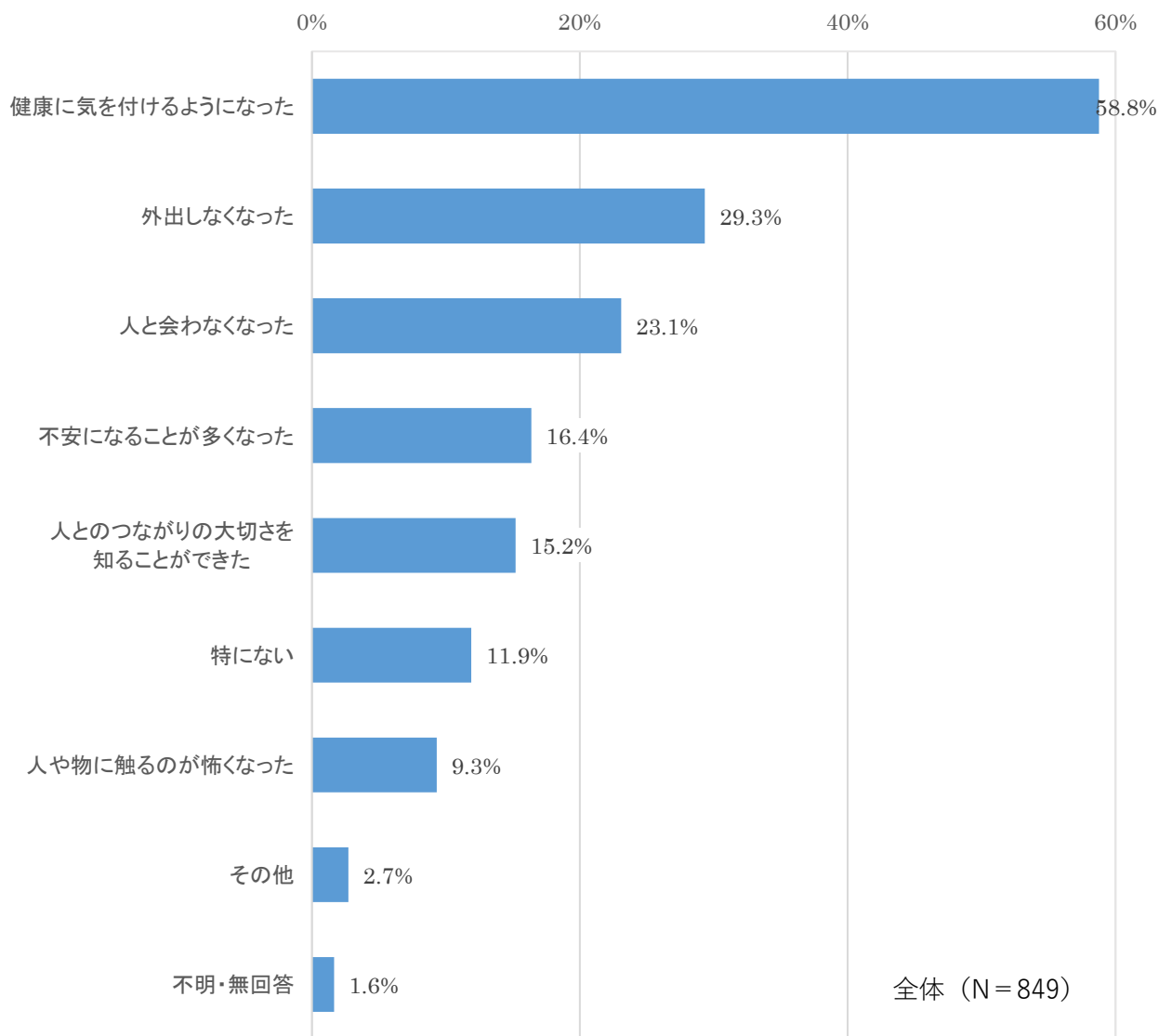
地域の活動に参加しない理由は、前回調査で2番目に多かった「何を、いつ、どこでやっているのかわからない」が41.4%と最も高く、2.5ポイントの増加となっています。次いで「仕事や家事・介護・育児など他にやることがあって忙しい」が36.4%、「体力や健康に自信がない」が33.1%となっています。

■地域の活動に参加していない理由について



新型コロナウイルス感染症の流行を受けて、意識や行動に変化があったことについて「健康に気を付けるようになった」が58.8%と最も高く、次いで「外出しなくなった」が29.3%、「人と会わなくなった」が23.1%となっています。

■新型コロナウイルス感染症の流行による意識や行動の変化について

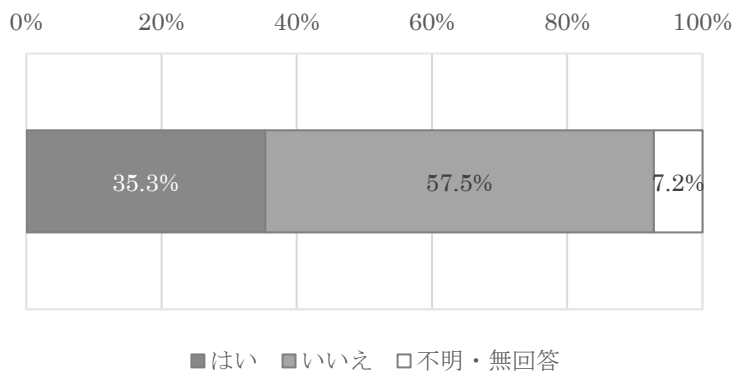


#### ④防災に関する取り組みについて

防災に対する日頃の取り組みや、緊急時の対応についての対策は、「4. 災害発生時の避難場所を知っている」で「はい」と回答した人が74.6%と最も高く、前回調査より3.8ポイント増加となっており、次いで「5. 自分が住んでいる地域のハザードマップを知っている」が54.4%と11.5ポイントの増加となっています。その他の項目については前回調査と同様に3割弱～4割程度となっています。

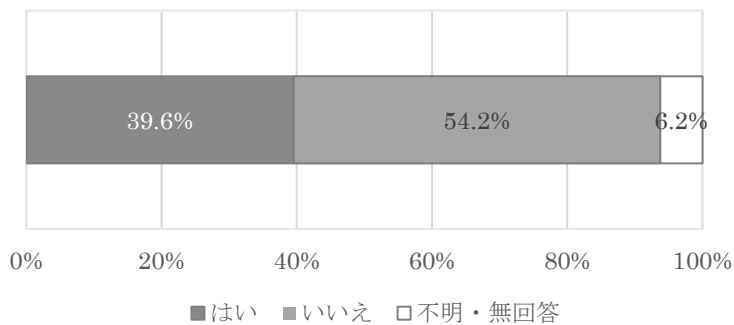
##### ■防災に対する日頃の取り組みや、災害などの緊急時の対応について

### 1. 家庭で災害の備えをしている



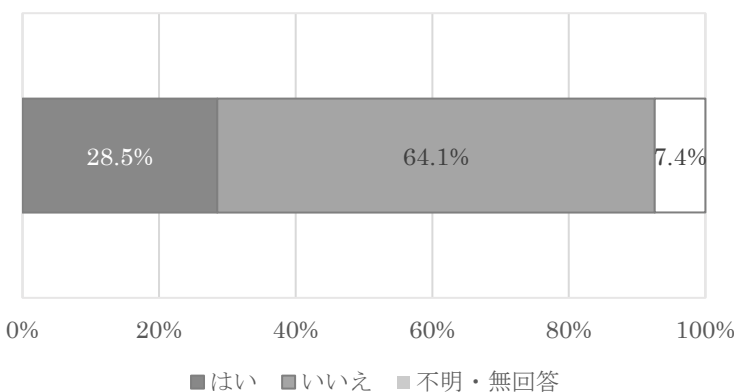
全体 (N = 849)

### 2. 避難場所・避難経路について、 家族と話し合いをしている



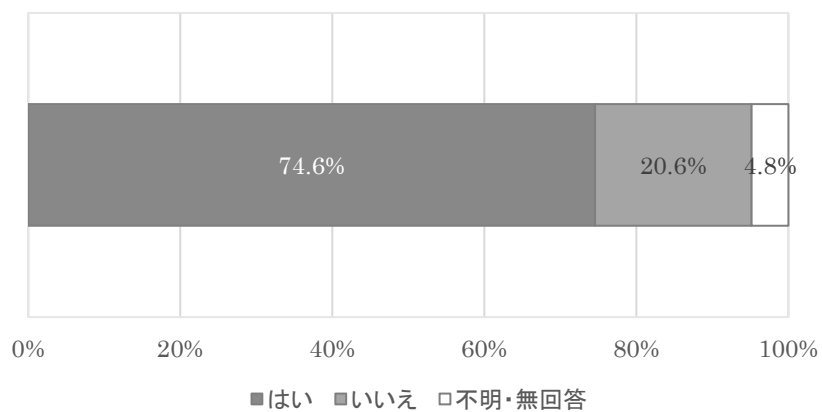
全体 (N = 849)

### 3. 防災訓練に参加している



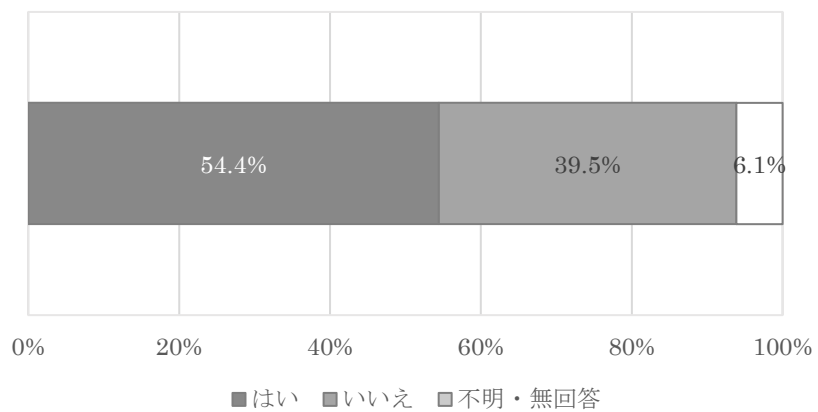
全体 (N = 849)

#### 4. 災害発生時の避難場所を知っている



全体 (N=849)

#### 5. 自分が住んでいる地域のハザードマップを知っている

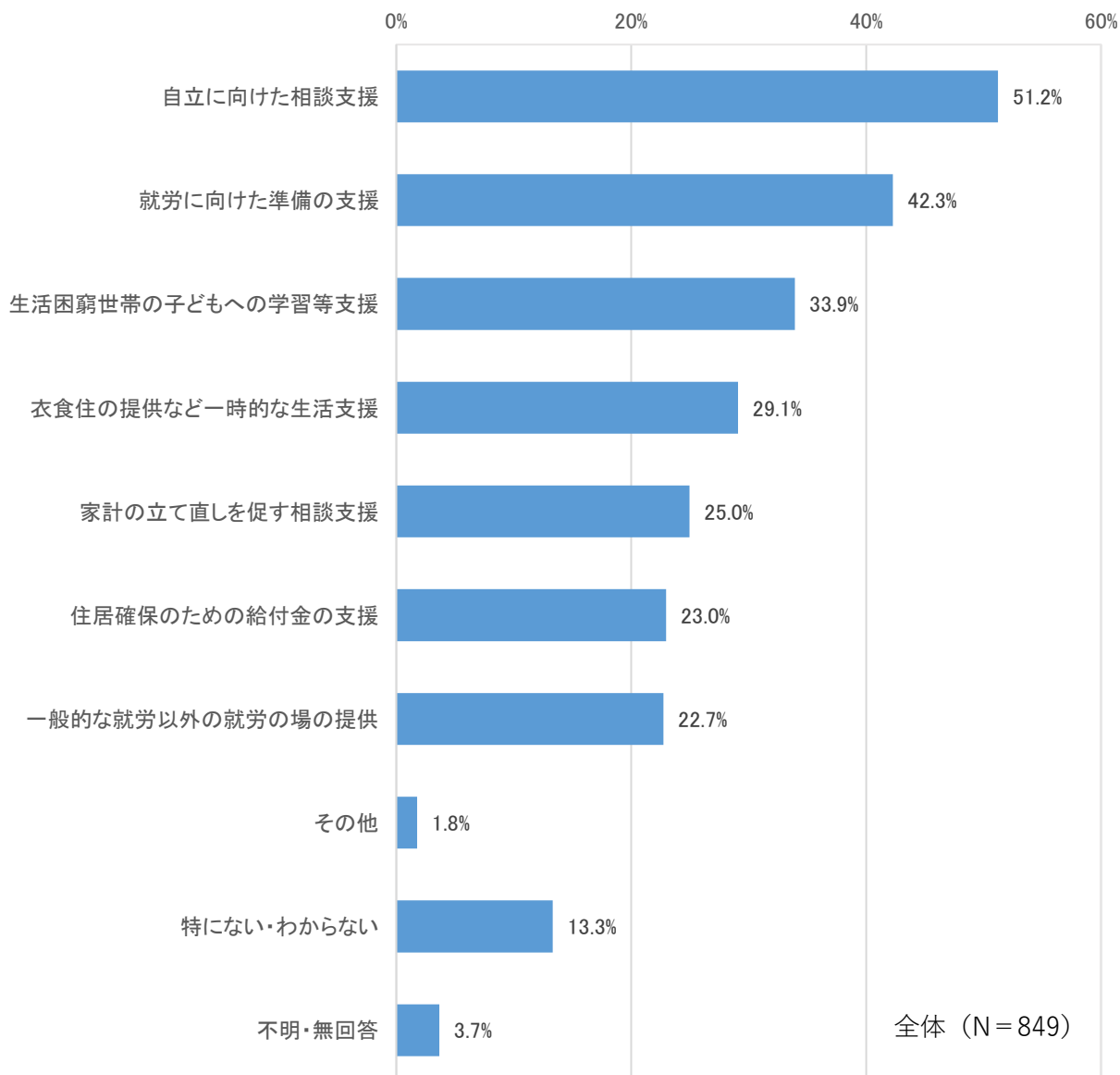


全体 (N=849)

### ⑤さまざまな支援を必要とする人について

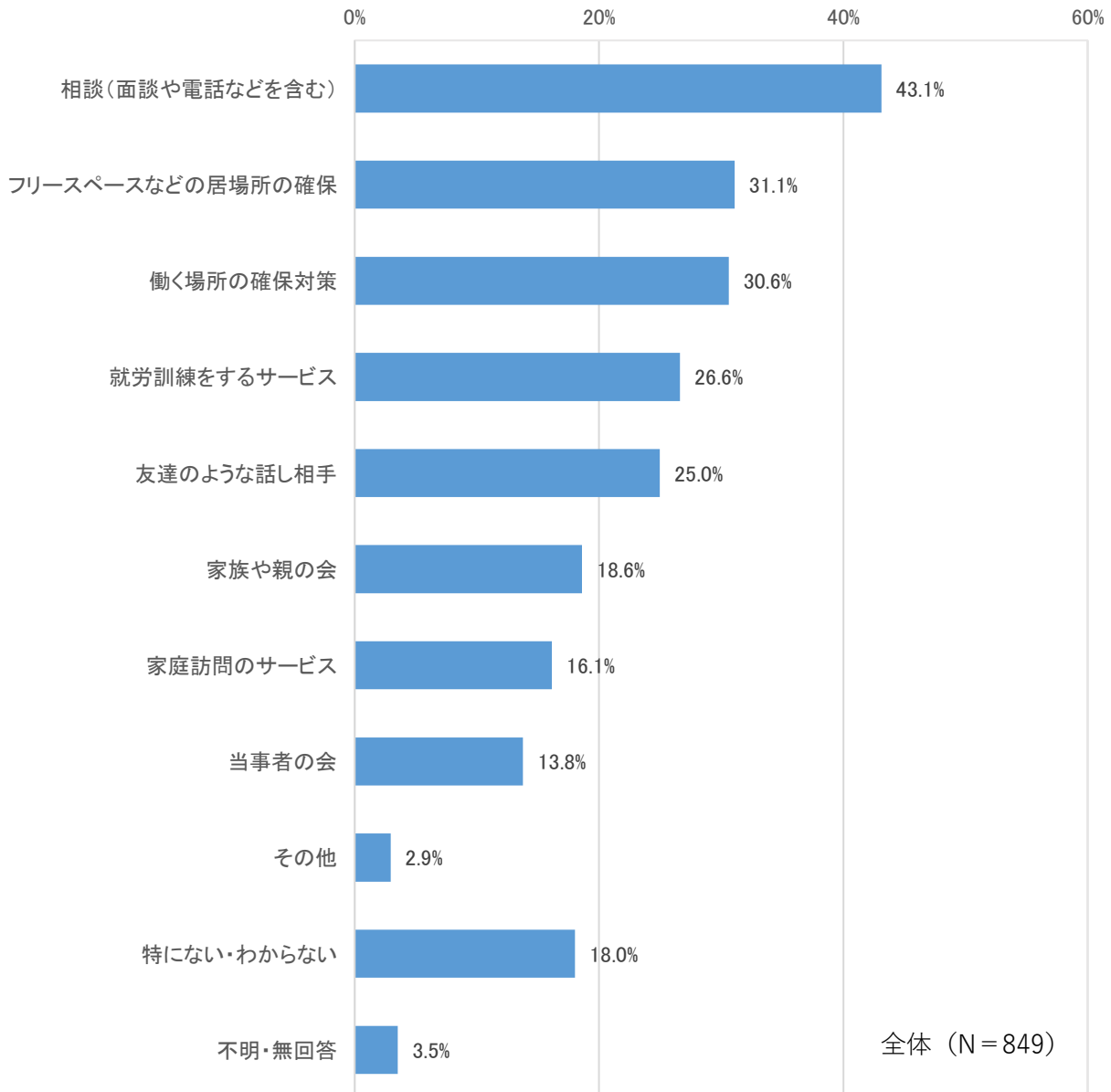
生活困窮者支援のために重要だと思う施策は、「自立に向けた相談支援」が51.2%と最も高く、次いで「就労に向けた準備の支援」が42.3%となっていますが、それぞれ前回調査よりポイントが減少しています。その他の施策については、前回調査より増加しており、「生活困窮世帯の子どもへの学習等支援」が0.5ポイントの増加、その他では、3～4割程度増加しています。

#### ■生活困窮者を支援するために重要な施策について



ひきこもり当事者に対して行政に取り組んでほしいことは、「相談（面談や電話などを含む）」が43.1%と最も高く前回調査より1.7ポイントの増加、次いで「フリースペースなどの居場所の確保」が31.1%で前回調査より2.0ポイントの増加となっています。

■ひきこもり当事者に対して、行政に取り組んでほしいことについて

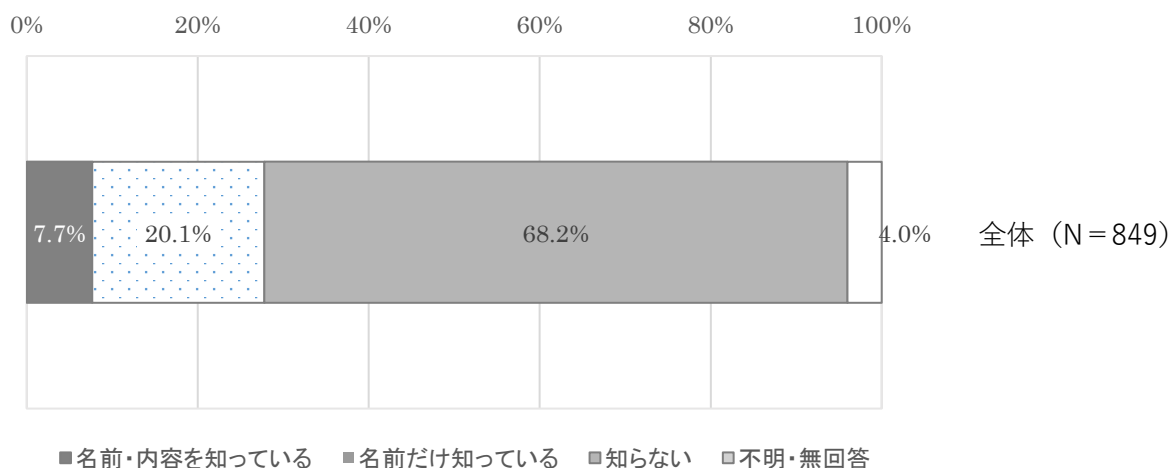


## ⑥社会福祉協議会の活動について

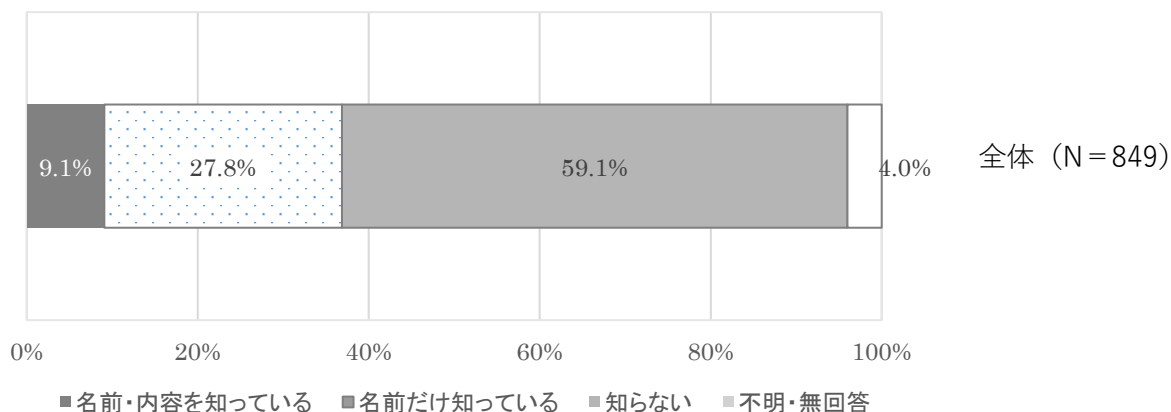
社会福祉協議会の活動については、前回調査とほぼ同じような傾向となっており、『知っている(「名前・内容を知っている」と「名前だけ知っている」の合算)』と回答した割合が「11. 赤い羽根共同募金」で86.3%と最も高くなっています。一方で、「1. くろベネット事業」「4. 生活福祉資金貸付事業」を『知っている』と回答した割合は2~3割程度と、他の項目に比べて低くなっています。

### ■社会福祉協議会でされている活動の認知度について

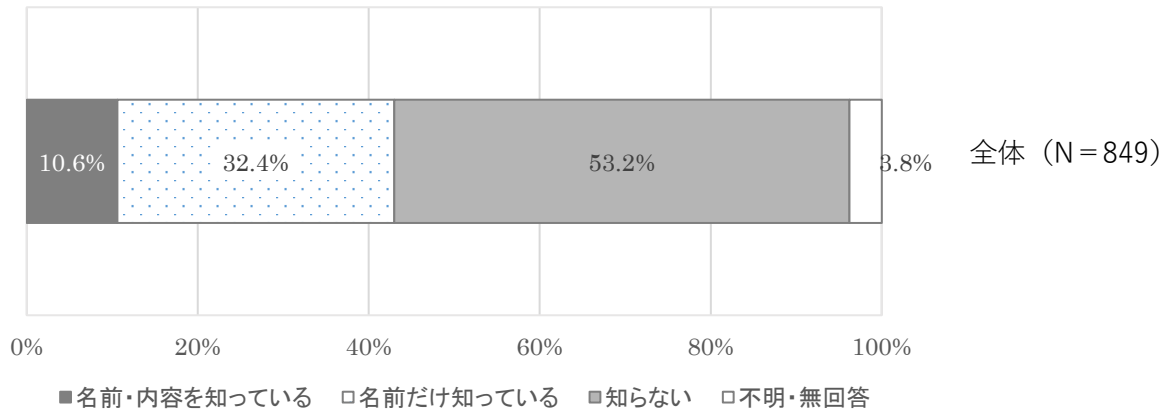
#### 1. くろベネット事業



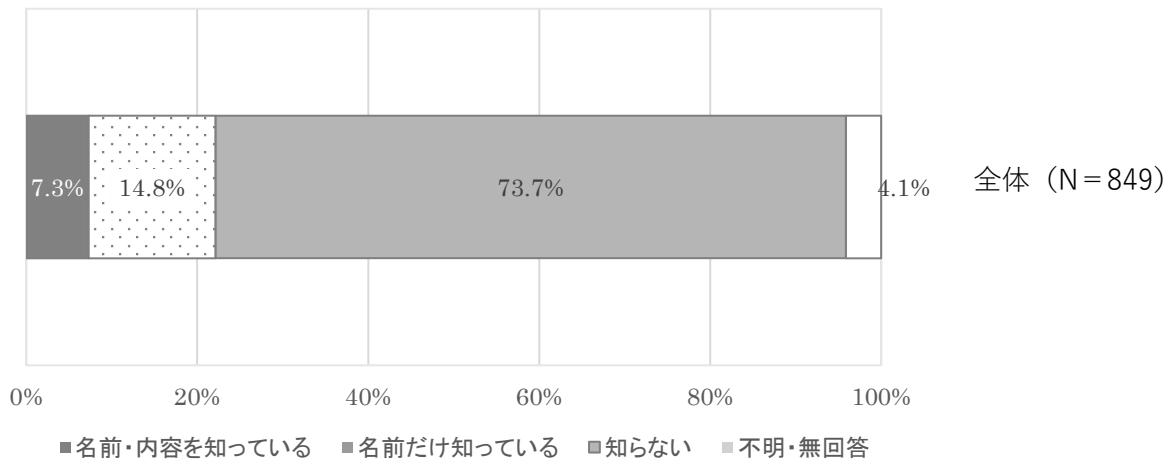
#### 2. くろベボランティアセンター事業 (災害ボランティア事業他)



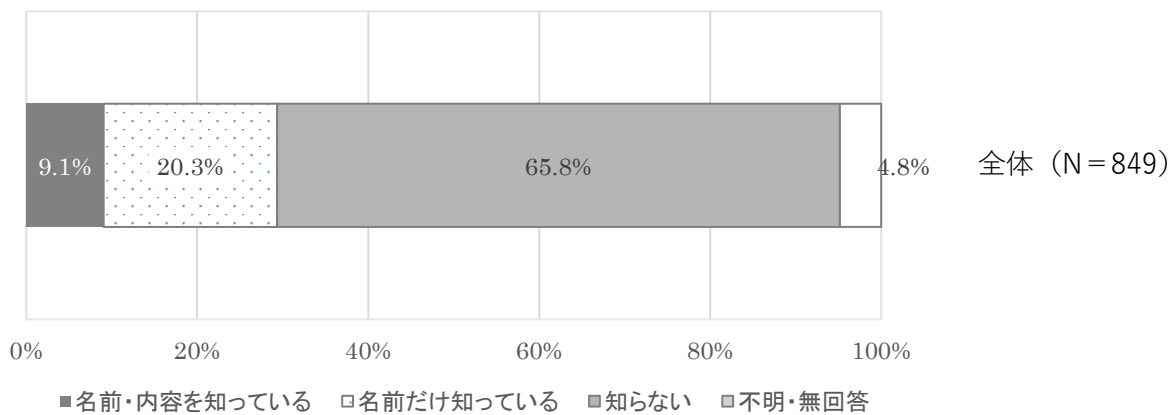
### 3. 総合相談事業 (法律・心配ごと・行政相談)



### 4. 生活福祉資金貸付事業

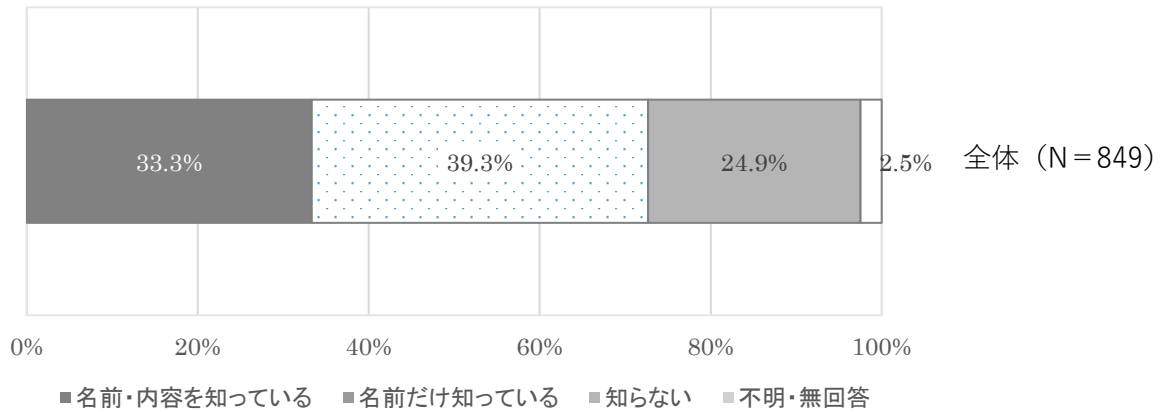


### 5. 日常生活自立支援事業 (定期訪問・金銭管理サービス)

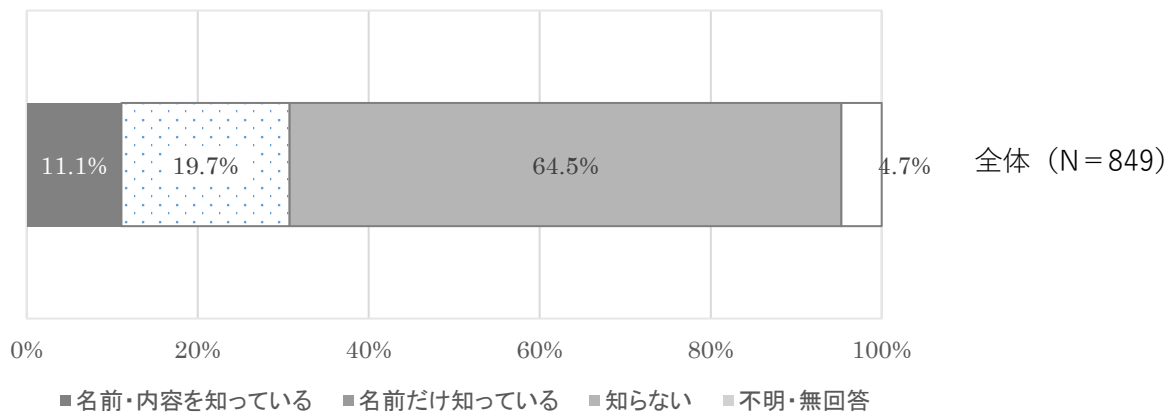




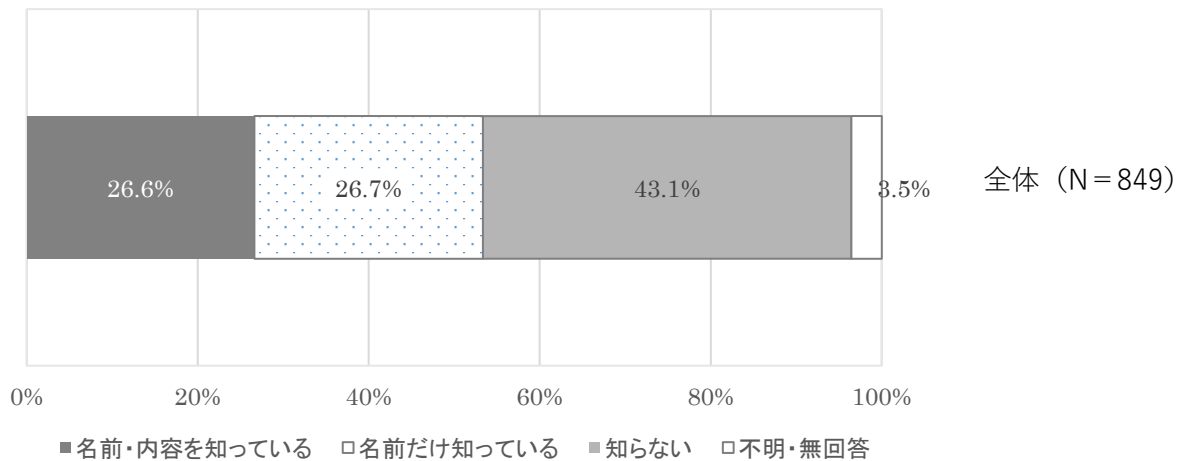
## 6. 訪問介護(ホームヘルプ)事業 (ホームヘルパー派遣)



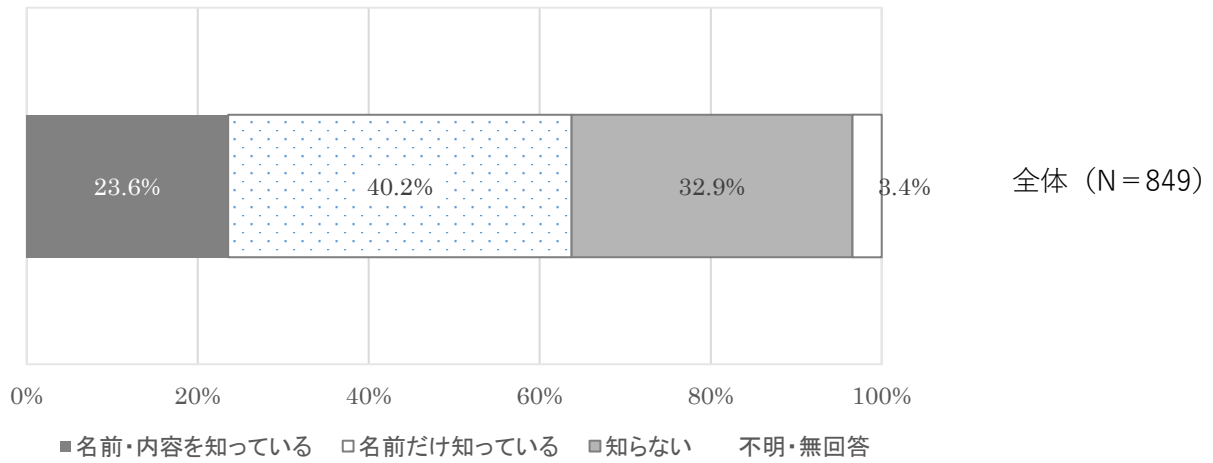
## 7. ファミリーサービス事業 (社協単独事業のホームヘルパー派遣)



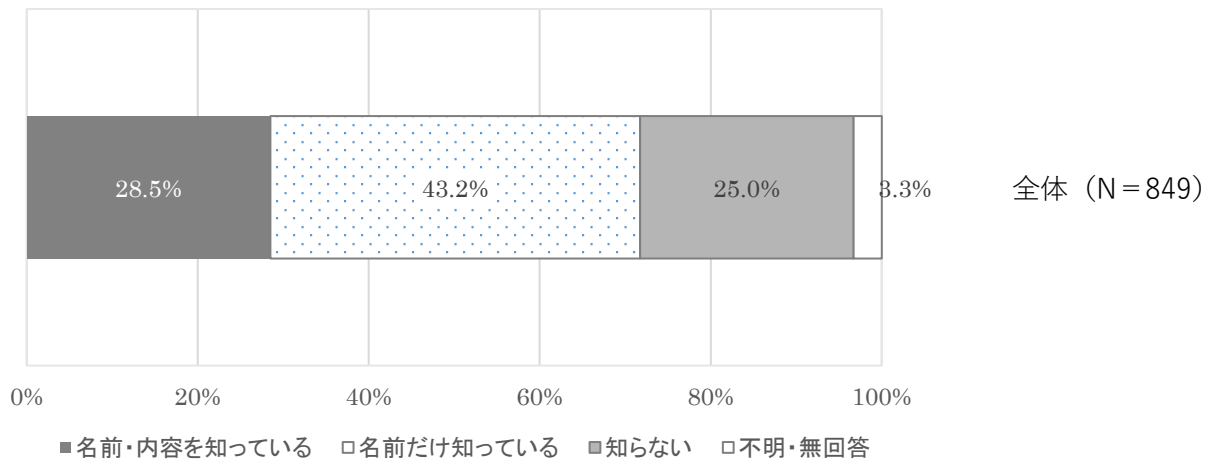
## 8. ベッド・車椅子等日常生活用具貸出事業



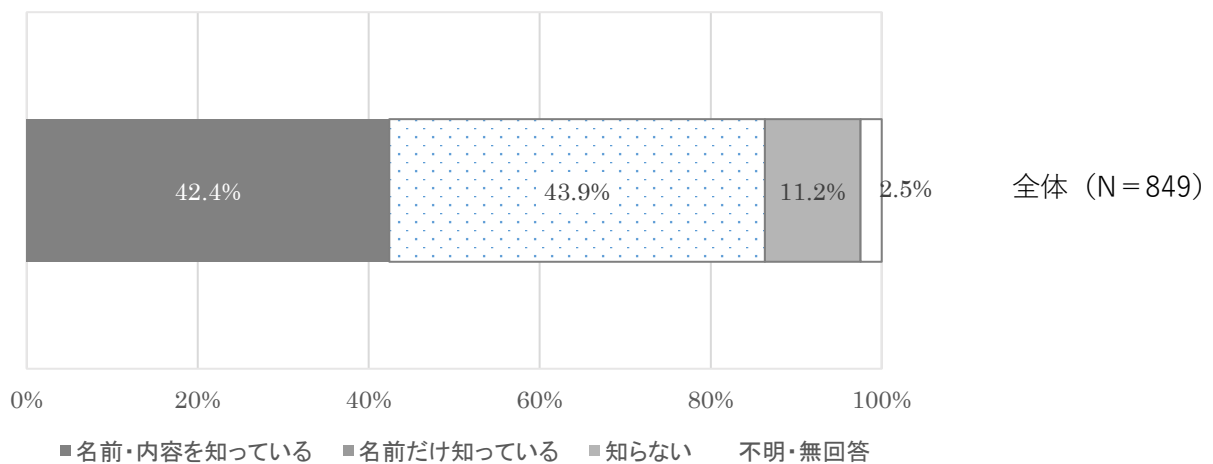
### 9. 地区社会福祉協議会



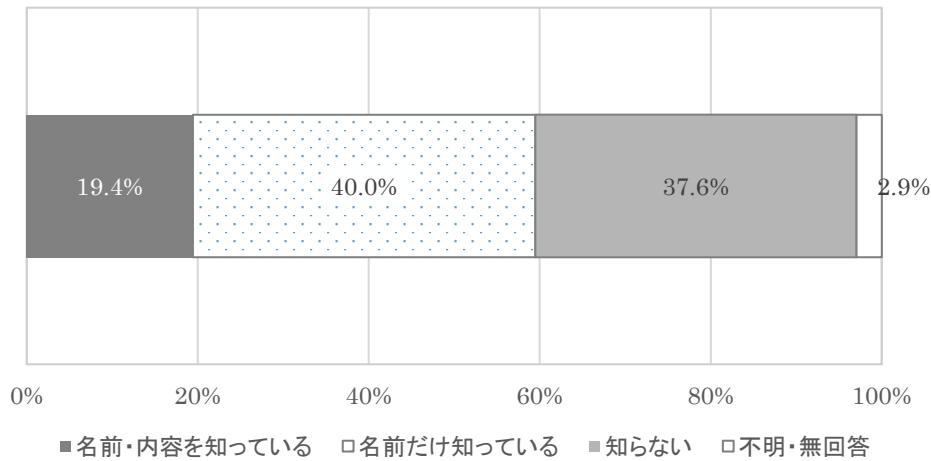
### 10. 民生委員児童委員協議会



### 11. 赤い羽根共同募金

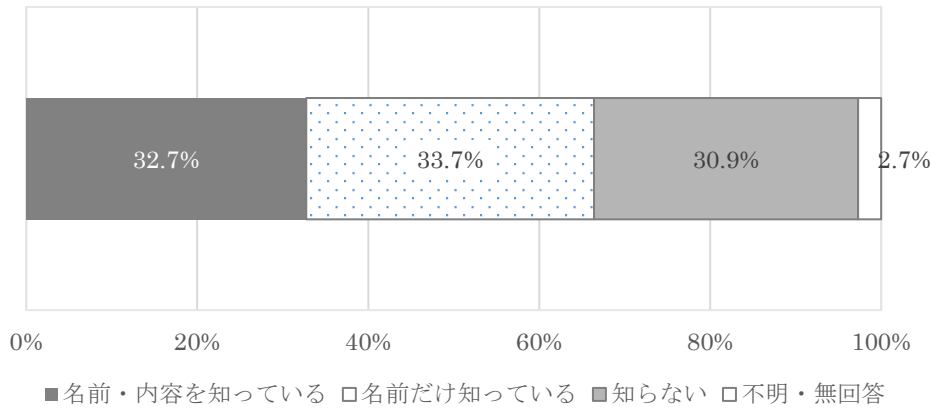


## 12. 善意銀行



全体 (N = 849)

## 13. 居宅介護支援事業 (ケアマネジャー業務)

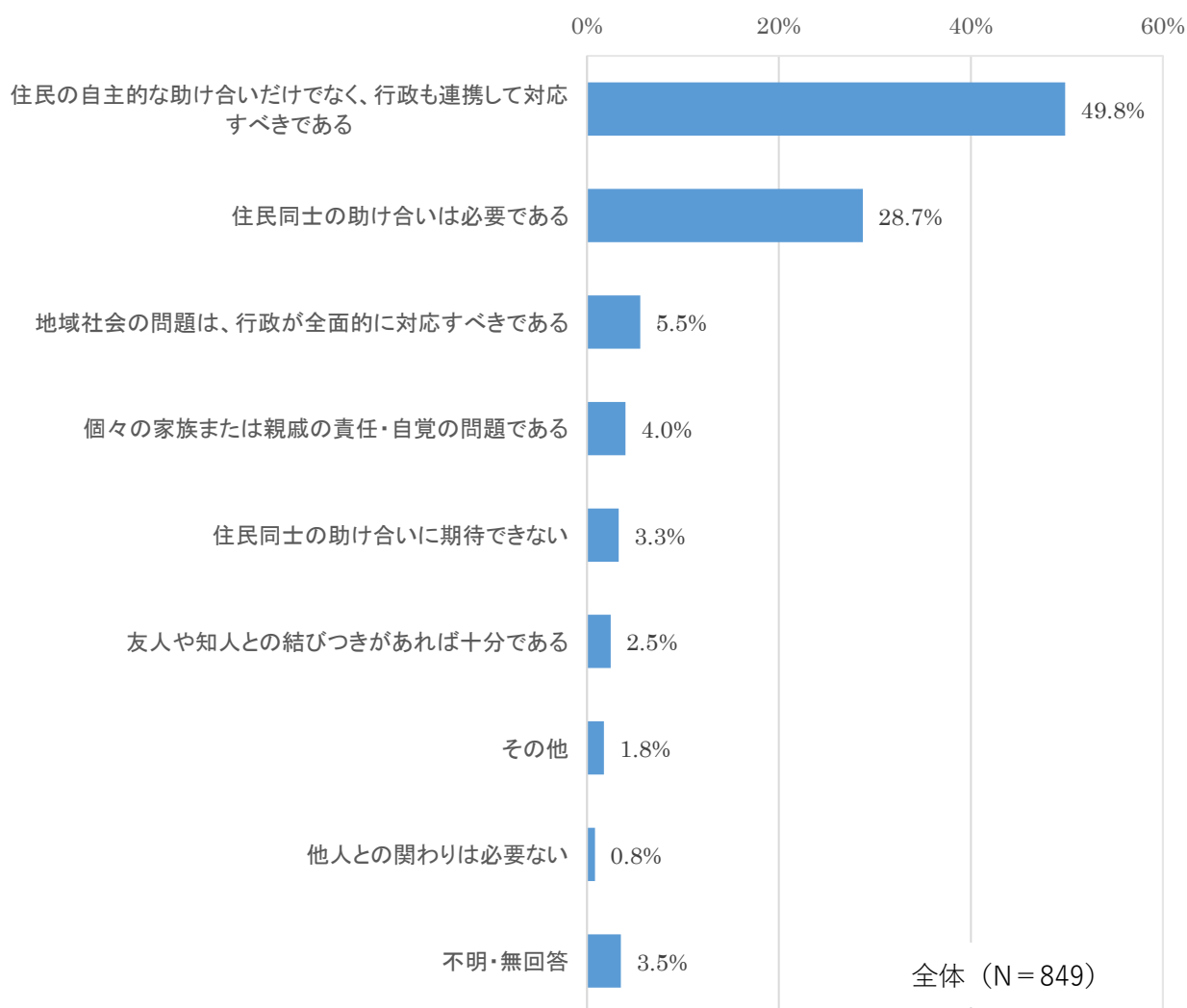


全体 (N = 849)

## ⑦地域福祉全般について

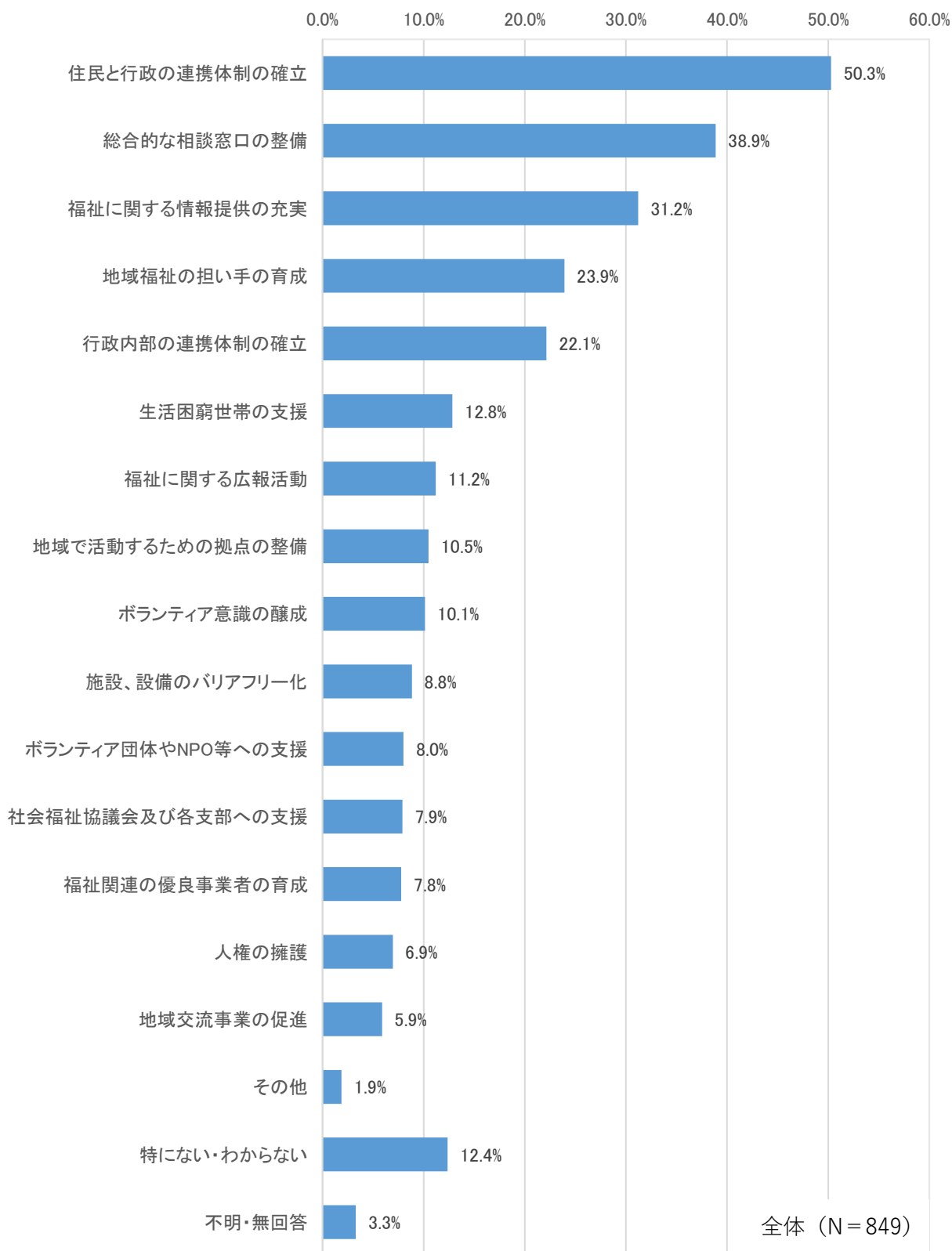
地域生活問題に対する住民相互の自主的な助け合いについては、前回調査で2番目に多かった「住民の自主的な助け合いだけでなく、行政も連携して対応すべきである」が49.8%と最も高く、前回調査よりも10.5ポイント増加しています。次いで「住民同士の助け合いは必要である」が28.7%となっています。

■地域社会での生活で起こるさまざまな問題に対する、住民相互の自主的な助け合いの必要性について



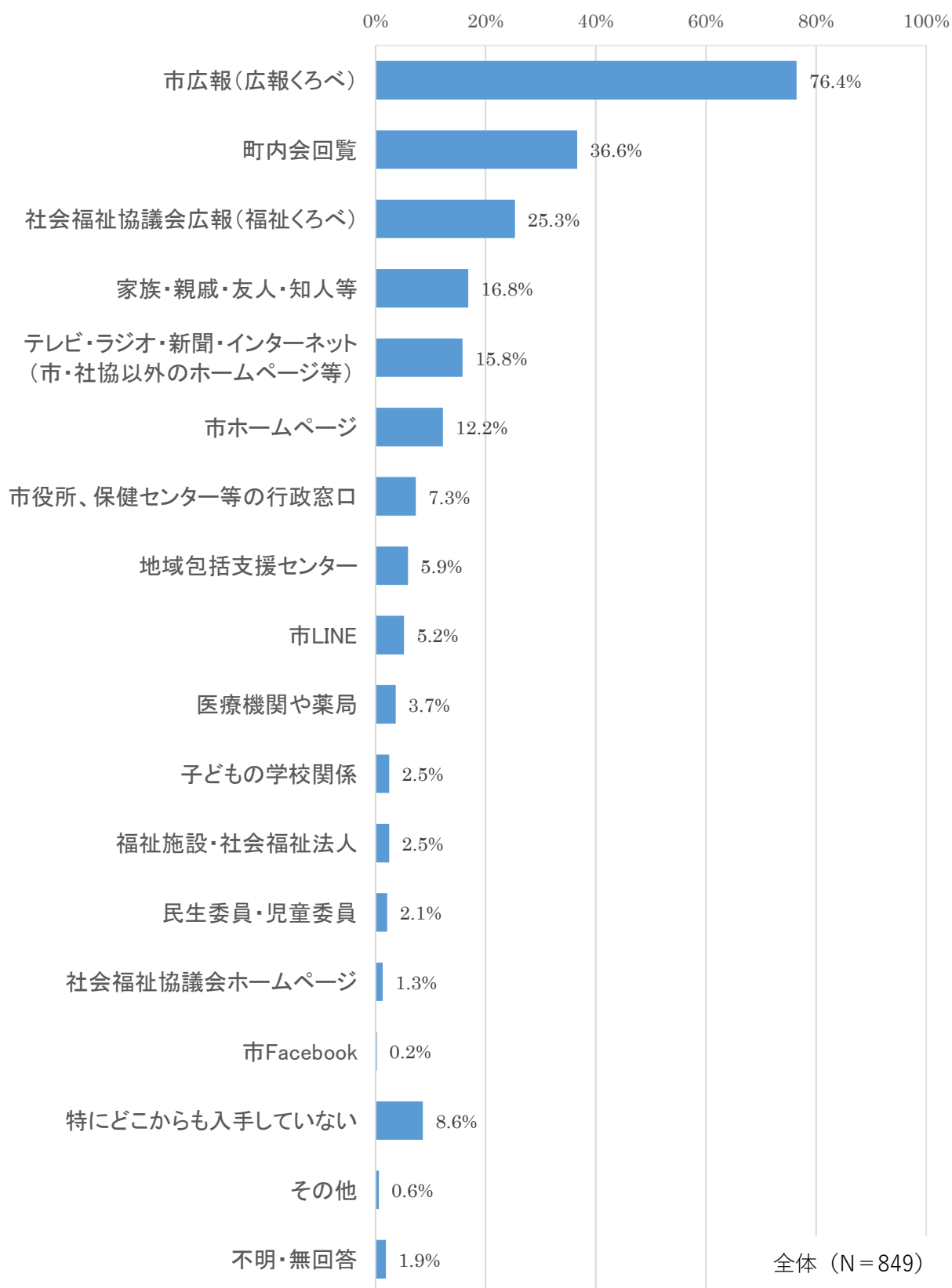
今後、地域福祉を推進する上で力を入れた方がよいと思うことは、前回調査と同様に「住民と行政の連携体制の確立」が50.3%と最も高く、次いで「総合的な相談窓口の整備」が38.9%、「福祉に関する情報提供の充実」が31.2%となっています。

■今後、地域福祉を進めていく上で必要なこと



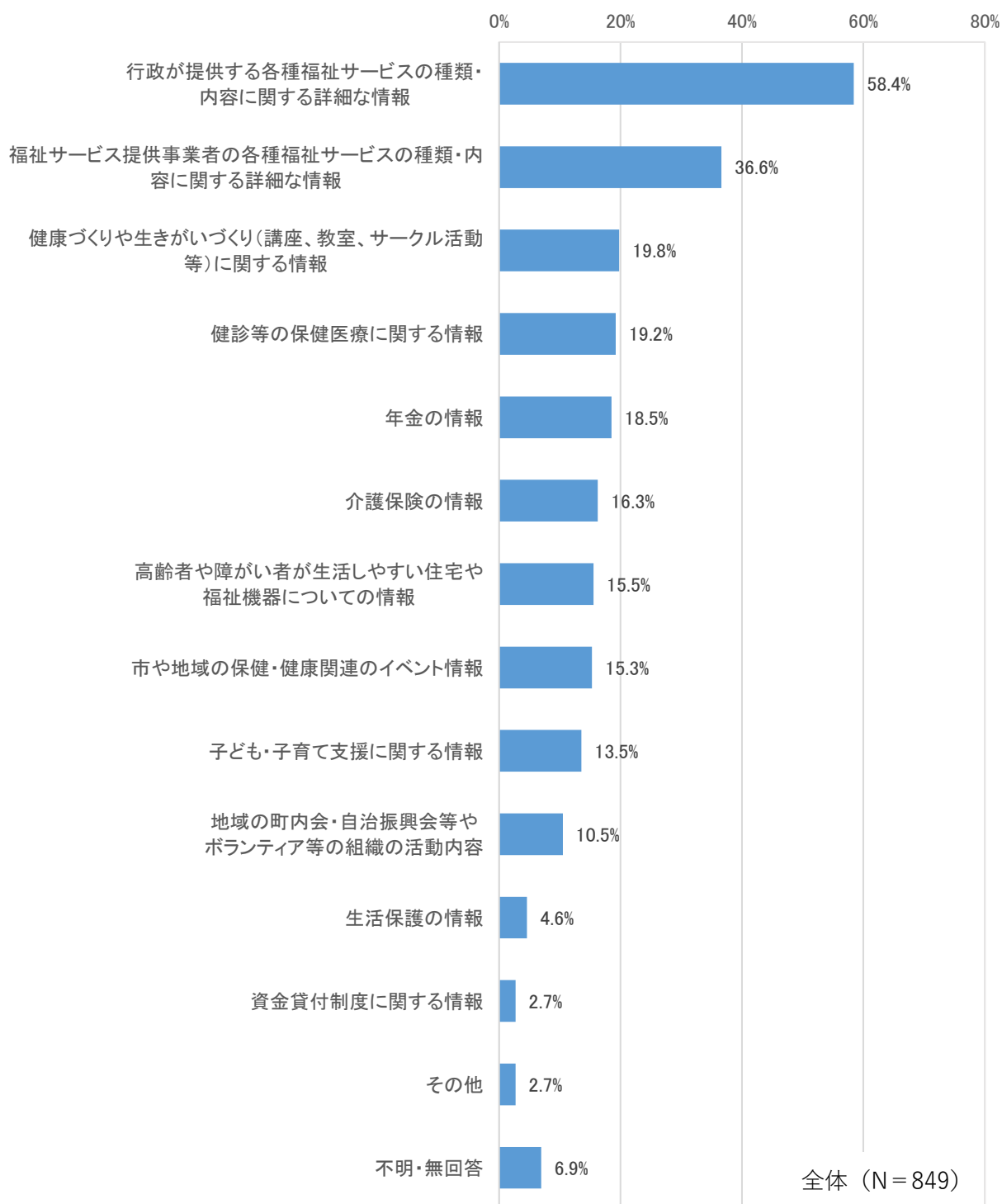
福祉サービスの情報入手先については、「市広報（広報くろべ）」が76.4%と最も高く、次いで「町内会回覧」が36.6%、「社会福祉協議会広報（福祉くろべ）」が25.3%となっています。

■福祉サービスの情報入手先について



福祉サービスに関して、特にどのような情報がほしいかについては「行政が提供する各種福祉サービスの種類・内容に関する詳細な情報」が58.4%と最も高く、次いで「福祉サービス提供事業者の各種福祉サービスの種類・内容に関する詳細な情報」が36.6%、「健康づくりや生きがいづくり（講座、教室、サークル活動等）に関する情報」が19.8%となっています。

■希望する福祉サービス情報について



### 3 黒部市の地域福祉の課題

#### ◎地域福祉の支え手の確保及び育成が必要

アンケート調査によると、地域活動・ボランティア活動や行事について「参加していない」が5割近くとなっています。

ボランティア活動者数の推移データについても、令和2年から3年にかけて増加したものの、4年・5年と続けて減少しています。

子育て・介護・障がい等の福祉サービスの充実を図るため、見守り活動など地域で支える体制づくりや、人材の確保・育成も重要な課題と考えます。

#### ◎出かけやすく、出かけて楽しいまちづくりが必要

一人ひとりが、生きがいを持ち、健康な心や体を維持したまま、自立した生活を送ることで、健康寿命の延伸を図る観点からも、人と人との対面による交流の機会を拡大するなど、生きがいづくり事業の充実を図るとともに、出かけて楽しく、また、外出しやすい環境整備について検討することが必要です。

#### ◎地域活動の輪を広めるため、情報発信の促進が必要

アンケート調査によると、地域の活動に参加しない理由について、「何を、いつ、どこでやっているのかわからない」が4割となっており、前回調査より割合が増加しています。

福祉サービスの情報発信方法として、従来の方法に加え、SNSからの情報発信等、新たな伝え方を工夫する等、相手への伝え方を検討する必要があります。

#### ◎安全で持続可能なまちづくりのため、防災・防犯体制の周知及び強化が必要

アンケート結果から、防災に対する日頃の取組みや、緊急時の対応について、前回調査よりも意識の高まりがうかがえます。全国各地で発生した、大震災や大雨など、昨今の気候変動を起因とした自然災害等の被害により、防災の意識が高まっていると思われます。

また、前回計画策定時と同様、児童や高齢者などを狙った犯罪や事件が発生しており、防犯体制づくりも重要と考えます。そして、罪を犯した人の中には、貧困や疾病、厳しい成育環境等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくありません。非行や犯罪を犯す人をなくす、また犯罪を犯した人がまた過ちを繰り返さないことへの取り組みにより、市民が安全で安心して暮らせる社会の実現にもつながると考えます。



### ◎新たな地域生活課題への対応が必要

新型コロナウイルス感染症の流行による外出制限等により、オンライン会議やリモートワーク等、遠隔でもコミュニケーションを取ることが可能となりました。しかし、一方で地区行事の減少等により、直接交流する機会が減少しています。

ひきこもりや生活困窮、また家族形態や人々の価値観、ライフスタイルの多様化等により、8050問題やダブルケア等新たな課題が台頭してきていることから、地域生活におけるこれらの新たな課題への検討や対応が必要です。

### ◎地域包括ケアシステムの深化・推進を内包した地域共生社会の実現への取組が必要

地域でおこるさまざまな問題は、複雑化・多様化しているとともに、問題が重なりあうケースも見られます。年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で自分らしく生活し続けることができる地域社会の実現に向けて、一人ひとりの権利を擁護するとともに、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを関係者が連携・協力して、地域住民のニーズに考慮した一体的・体系的に対処する仕組みを更に充実することが重要と考えます。

### ◎地域のつながりを深め、支え合うしくみづくりが必要

高齢化の進行に伴い、一人暮らし高齢者や高齢夫婦世帯など、地域での見守りを必要とする世帯が増加しています。また、前回の計画策定時に比べ、高齢化率は市内のほとんどの地区でさらに増加しているとともに、増減の格差は依然として変わっていません。さらに、地域活動・ボランティア活動や行事の参加についてのアンケート調査によると、参加していない人が約5割となっていること、また近所との付き合いの程度について、「ほとんど付き合いがない」「会えばあいさつをする」「誰が住んでいるか知らない」が全体の5割を超えており、地域とのつながりが希薄化していることがうかがえます。

## 第3章 基本理念と施策体系

### 1 基本理念と基本方針

#### (1) 基本理念

# みんなで支え合い 共に生きるまち くらべ

誰もが“住み慣れた地域で自分らしく、心豊かに暮らし続けられるまち”を目指し、前回の第3次計画において、地域福祉を推進するための施策を展開してきました。しかし、核家族化や少子高齢化等の社会構造や生活環境の変化、地域における関係性の希薄化等による社会的孤立、制度の狭間にある問題や複雑化する問題等、既存の制度や施策では対応や解決が困難なケースが多く生じるようになってきています。特に新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会構造や生活環境の変容、一人ひとりの価値観に変化をもたらしたといえます。

問題が多様化・複雑化する現状から、行政によるサービスの提供だけではすべての人のニーズに応えることは困難であり、市民一人ひとりの協力や地域住民同士の支え合いが必要不可欠です。

本計画では、第2次黒部市総合振興計画における施策の展開方針である基本理念「みんなで支え合い 共に生きるまちづくり」に沿い、制度・分野ごとの縦割りや支え手と受け手の関係を超え、すべてを我が事として参画し、世代や分野を超えて分野横断的に、市民一人ひとりの暮らしと生きがいをつくること、そして地域で暮らす人々が、それぞれの立場で支え合う地域共生社会の実現を目指します。

## (2) 基本方針

本市では、これまで地域福祉の普及・推進に努め、第3次計画では、市民一人ひとりの支え合いと助け合いの地域づくり、行政や福祉関係機関・団体、福祉事業者、市民などが連携・協働して、安心して暮らせるまちづくりを推進してきました。本計画では、第3次計画の「3つの基本方針」を継承し、取組をさらに充実、発展させていきます。

### 【地域福祉環境の充実】

地域福祉における次代を見据えた人材の育成・確保に向けた取組を進めるとともに、共生社会の実現に向けて、一人ひとりが生きがいを感じられる生活環境の充実を図ります。

また地域福祉への理解を促進するため、広報や市公式ホームページ、SNS等を活用した啓発活動や福祉教育を通じた意識づくり、しくみづくりを推進します。

さらに、福祉サービスの利用促進に向けて、情報提供や相談支援の充実に努めるとともに、高齢者や障がい者等の権利擁護の推進及び成年後見制度の利用促進を図ります。

### 【地域福祉推進体制の強化】

地域の安全安心に向けた活動の促進に向けて、生活困窮者への支援や自殺対策など「制度の狭間」といわれる複雑な課題に対して、包括的に支援・推進するとともに、防災・防犯体制を整備します。

また、黒部市社会福祉協議会との連携、社会福祉法人や企業等の地域貢献活動の推進について支援するほか、くろベネット事業等の地区社会福祉協議会活動の更なる活性化に向けて支援します。

### 【地域活動・ボランティア活動の推進】

住民主体による地域活動の促進に向けて、自治振興会や町内会など地域のつながりを深め、支え合うしくみづくりを支援します。

また、ボランティア活動の推進に向けた、普及啓発や情報提供、ボランティア活動の場づくりを支援するとともに、人材育成を図ります。

## 2 施策体系

基本方針	施策	取り組み
1. 地域福祉環境の充実	(1) 地域福祉を担う人材の育成・確保	①活動の中心となる人材の育成
		②民生委員・児童委員活動への支援
		③専門的人材の育成・確保
	(2) 共生社会実現に向けた意識づくり・しくみづくり	①広報・啓発活動の推進
		②福祉教育の推進
		③高齢者や障がい者、子育て家庭等への理解促進
		④高齢者のおでかけや障がい者の催事参加等の促進 【新規】
		⑤地域における包括的なケアの充実
		⑥地域福祉の拠点の充実
	(3) 福祉サービスの適切な利用の推進	①福祉サービス利用の情報提供
		②総合相談体制の充実
		③きめ細かな福祉サービスの充実
④権利擁護の推進・成年後見制度の利用促進 (成年後見制度利用促進基本計画) 【新規】		
2. 地域福祉推進体制の強化	(1) 地域の安全安心に向けた活動の促進	①くろべネット事業の推進
		②防災・防犯体制の整備
		③さまざまな課題をもつ人への支援 (再犯防止推進計画) 【新規】 (重層的支援体制整備事業) 【新規】
	(2) 社会福祉協議会等の活動支援	①社会福祉協議会活動の充実
		②地区社会福祉協議会活動の推進
3. 地域活動・ボランティア活動の推進	(1) 地域活動の推進	①地域の活動拠点の整備
		②小地域における活動の促進
	(2) ボランティアセンターの運営支援	①市社協ボランティアセンターの充実
	(3) ボランティア活動の促進	①ボランティア活動への参加促進
		②ボランティア活動の場づくり
		③寄付活動の促進

## 第4章 施策の展開

### 基本方針 1 地域福祉環境の充実

#### (1) 地域福祉を担う人材の育成・確保

##### ①活動の中心となる人材の育成

取組の方向性	関連する事業
<p>地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティアなどの市民を中心に、地域のリーダーを育成し、資質の向上に努めます。</p> <p>将来的に活動を担う人材として、子育て家庭などの若い世代に積極的に働きかけ、早い時期から地域福祉活動との関わる機会をつくるなど人材の育成に努めます。</p> <p>また地域福祉活動への関心を高める啓発活動に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域支え合い推進員養成講座</li> <li>・地域支え合い推進員フォローアップ研修</li> <li>・認知症サポーター養成講座※1</li> <li>・認知症サポーターステップアップ講座</li> <li>・認知症ジュニアサポーター養成講座※1</li> </ul>

##### ②民生委員・児童委員活動への支援

取組の方向性	関連する事業
<p>民生委員・児童委員が住民とともに活動しやすい状況を整えるため、また民生委員・児童委員のなり手不足解消のため、制度の周知等普及啓発活動を推進し、業務の負担軽減等、処遇改善を図ります。</p> <p>民生委員児童委員協議会活動の充実・強化に向けた支援を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・くろベネット事業</li> <li>・福祉サポーター設置事業※2</li> </ul>

##### ③専門的人材の育成・確保

取組の方向性	関連する事業
<p>県や関係機関と連携し、専門的人材の養成・確保に向けた情報提供や相談支援、就労定着支援の充実に努めます。また、地域福祉を担う人材の資質向上に向けた研修や仕事に対するイメージアップを図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護職員就労定着支援事業</li> <li>・介護人材確保支援事業</li> <li>・介護助手活動促進事業</li> </ul>

## ●参考指標●

	現状値(R4 実績)	目標値(R10)	備考
地域支え合い推進員※3	246人	400人	

---

### ※1 認知症サポーター・認知症ジュニアサポーター

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人。認知症ジュニアサポーターの対象は、小中学生。

### ※2 福祉サポーター

民生委員・児童委員が居住しない町内や、担当する世帯数が多い町内などに民生委員・児童委員の活動をサポートするために、地区からの推薦を受け、市で任命している。(任期1年)

### ※3 地域支え合い推進員

高齢者の生活を地域住民同士で支える地域づくりへの支援を行う人。「通いの場(参照 基本方針3②※1)」などの利用支援を行うとともに、利用者の居場所や地域活動等の中で担える役割を見出し、その人に合った役割づくり、活動しやすい環境づくりを行っている。利用者を「サービスの受け手(支援される立場)」と考えるだけでなく、「活動の担い手」として参加してもらいながら支える活動も行っている。

## (2) 共生社会実現に向けた意識づくり・しくみづくり

### ① 広報・啓発活動の推進

取組の方向性	関連する事業
<p>市や黒部市社会福祉協議会、福祉団体の広報誌・市ホームページや SNS 等を活用し、広く住民に地域福祉に関する広報活動を推進します。</p> <p>また、毎年開催される黒部市社会福祉大会において、住民に対し地域福祉の必要性や活動内容などについて、啓発を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街頭普及啓発活動</li> <li>・講演会の開催</li> <li>・福祉くろべ（黒部市社会福祉協議会広報誌）</li> </ul>

### ② 福祉教育の推進

取組の方向性	関連する事業
<p>子どもから子育て世代、高齢世代まで幅広い世代の人に対し、福祉への関心や知識、郷土愛を深め、福祉活動への参加や多世代交流、支え合いを推進します。</p> <p>学校や関係団体、地域が連携し、幼少期から高校生までの福祉教育や体験学習の機会を提供し、福祉の心を育みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・14歳の挑戦</li> <li>・豊かな体験活動</li> <li>・総合的な学習の時間</li> <li>・認知症ジュニア サポーター養成講座</li> <li>・小学生介護体験</li> </ul>

### ③ 高齢者や障がい者、子育て家庭等への理解促進

取組の方向性	関連する事業
<p>高齢化の進行に伴い、認知症高齢者の増加が懸念されることから、認知症に対する正しい情報の発信に努めます。</p> <p>また、高齢者、認知症本人やその家族、障がい者、子育て家庭などが抱える困りごとを理解し、身近な地域で支え合いの活動が進んでいくよう啓発します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症サポーター養成講座</li> <li>・認知症サポーター ステップアップ講座</li> <li>・障がい理解促進啓発事業</li> <li>・子育て支援センター 運営事業</li> <li>・家庭児童相談員設置事業</li> </ul>

④高齢者のおでかけや障がい者の催事参加等の促進

取組の方向性	関連する事業
<p>高齢者が出かけやすく、出かけて楽しいまちづくりを進める取組に努めます。</p> <p>また障がい者の個性を生かす場の創出を図り、誰もが生きがいをもって生活できる環境の整備に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふれあい福祉事業</li> <li>・地域支え合い推進事業</li> <li>・介護予防教室</li> <li>・認知症カフェ（おれんじカフェ）</li> <li>○障がい者社会参加促進事業</li> <li>・障がい者アートを活用した共生のまちづくり事業</li> <li>・点字・声の広報等発行</li> <li>・自動車運転免許取得助成事業</li> <li>・自動車改造助成事業</li> <li>・手話奉仕員養成講座</li> <li>・手話通訳者・要約筆記者派遣事業</li> </ul>

●参考指標●

	現状値(R4 実績)	目標値(R10)	備考
ふれあい福祉券利用状況※1	61.6%	87.0%	

※1 ふれあい福祉事業

高齢者の外出機会の創出と社会参加の促進を図り、健康増進と福祉の向上に寄与することを目的とし、70歳以上の健康な高齢者に対して、1枚100円のふれあい福祉券を30枚配布するもの。



⑤地域における包括的なケアの充実

取組の方向性	関連する事業
<p>年齢や障がいの有無にかかわらず、だれもが住み慣れた地域で、自分らしく生活し続けることができる地域社会の実現に向けて、地域住民のニーズを考慮し、子育て、介護、予防、生活支援サービス、医療、住まいなどの充実に努めます。</p> <p>また、複雑多様化した地域生活課題を解決するため、公的サービスなどとの連携による公私協働の実現に向けて、民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援、社会福祉法人による地域における公益的な取組を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域包括ケアシステムの推進</li> <li>• 地域共生社会の推進</li> </ul>

●参考指標●

	現状値(R4 実績)	目標値(R10)	備考
認知症サポーター	4,429 人	6,100 人	延べ人数

⑥地域福祉の拠点の充実

取組の方向性	関連する事業
<p>市の地域福祉推進の中核的役割を担う黒部市社会福祉協議会は、福祉センターを拠点として活動しています。今後、現機能の効率化や機能面の充実と共に中長期的な視野に立ち、どのような機能を備えることが市民にとって最も望ましいか検討し、地域課題解決の体制づくりや多様な団体が集い話し合いのできる拠点の充実を推進します。</p>	

### (3) 福祉サービスの適切な利用の推進

#### ①福祉サービス利用の情報提供

取組の方向性	関連する事業
<p>広く一般市民への福祉サービス利用の情報提供として、市、社協の広報誌や市ホームページ、SNS 等による提供をはじめ、身近な地区公民館や福祉関連施設への情報提供に努めます。</p> <p>避難行動要支援者などのより良い福祉サービスの利用に向けて、直接関わる民生委員・児童委員やケアマネジャー、ボランティア、事業者などに、福祉情報を積極的に提供します。</p> <p>また、利用者の適切なサービス選択の確保に向け、サービスの評価や内容の開示などを推進します。</p>	

#### ②総合相談体制の充実

取組の方向性	関連する事業
<p>地域における高齢者などの総合的な相談支援窓口として地域包括支援センターが設置されており、保健師、主任ケアマネジャー※1、社会福祉士といった専門職を配置し、相談業務に対応します。居宅介護支援事業所や身近な相談者である民生委員・児童委員と連携を深め、相談機能の充実を図ります。</p> <p>また、それぞれの悩みに寄り添った積極的な支援の働きかけを行い、気軽に相談できる体制を備えるとともに、保健センターや地域医療連携室※2などの各分野との連携の強化を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域包括支援センター</li> <li>・ 障害者相談支援事業</li> <li>・ 家庭児童相談員</li> <li>・ 母子父子自立支援員</li> <li>・ 認知症カフェ (おれんじカフェ)</li> <li>・ 児童発達支援センター</li> <li>・ 子育て支援センター運営事業</li> </ul>

※1 主任ケアマネジャー（主任介護支援専門員）

ケアマネジャー（介護支援専門員）の上位資格で、ケアマネジャーとしての経験を持ち、主任介護支援専門員研修の受講が必要。ケアマネジャーへの助言や指導、多職種との連携や連携体制の構築、支援困難な事例への対応等の役割を担う人。

※2 地域医療連携室

医療機関に存在する部署で、自院と地域の医療機関や保健・福祉サービス機関への橋渡しとして、患者さんに切れ目のない医療・看護・介護サービスを提供できるよう支援・調整する窓口。

### ③きめ細かな福祉サービスの充実

取組の方向性	関連する事業
<p>公的制度に基づくサービスはもちろん、地域のボランティア活動をはじめとする、より身近できめ細かな福祉サービスの充実に向けて支援します。</p> <p>また、生活支援体制整備事業※3の充実を図り、地域の課題や資源、ニーズ等により、地域における多様なサービス主体による生活支援サービスの利用を推進し、必要に応じ地域資源の充実・開発に向けて努めます。</p> <p>さらに、利用者の支援や生活の質の向上に資するため、身近な地域で高齢者、障がい者、子ども・子育てなど年齢や障がいの有無にかかわらず、一体的に福祉サービスを提供する共生型サービス※4を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 共生型サービスの推進</li> </ul>

※3 生活支援体制整備事業

生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図り、市町村の生活支援・介護サービスの体制整備を目的としている。

※4 共生型サービス

介護保険事業所または障害福祉事業所が必要な基準を満たし、介護保険と障害福祉サービスを提供する事業所として認められれば、いずれか一つの事業所において、高齢者と障がい者（児）が隔てのないサービスを受けることができる。

#### ④権利擁護の推進・成年後見制度の利用促進

##### <成年後見制度利用促進基本計画>

本市でも高齢化が進む中で、一人暮らし高齢者や認知症高齢者も増加しています。高齢者と障がい者のみの世帯の増加も予想され、住み慣れた地域でいつまでも暮らすためには、すべての人が、尊厳が保たれた生活ができるよう権利擁護支援の充実が必要です。

本市では、生活に密接に関わる権利擁護・成年後見制度についての施策を進めるために、本計画と成年後見制度利用促進基本計画を一体的に策定し、取り組みます。

取組の方向性	関連する事業
ア. 制度の理解と不正防止の徹底	
<p>制度の理解と成年後見制度の啓発を介護・福祉・医療や市民に向けて進めるほか、制度が権利擁護支援における重要性や本人の身上監護、財産管理等の支援への有効性について周知に努めます。</p> <p>さらに、住民に身近な存在である、民生委員・児童委員や介護支援専門員等に制度の普及に努めるとともに、制度が浸透しやすい相談体制構築に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○成年後見サポートセンター</li> <li>・パンフレット等による広報</li> <li>・市民向け講演会</li> <li>・介護・福祉・医療関係者向け研修会</li> </ul>
<p>制度や手続き等の一般の相談にとどまらず、認知症高齢者や障がい者等の一人ひとりの意思を丁寧にくみ取り、できる限り尊重しながら、アセスメントや適切な支援内容の検討、継続した見守り体制の調整を行います。本人の意向に基づいた福祉サービスや医療等の公的サービスの提供がなされる体制づくりに努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活自立支援事業</li> <li>○成年後見サポートセンター</li> <li>・行政窓口の相談機能強化</li> <li>・障がい者相談窓口事業所や地域包括支援センターとの情報共有</li> <li>・専門職との連携</li> </ul>
<p>制度の利用について相談できるよう、相談支援体制の充実とニーズに合った支援が図られるよう努めます。後見人が孤立することなく日常的に相談できる体制をつくとともに、後見人の支援にも努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○成年後見サポートセンター</li> <li>・相談窓口の機能</li> <li>・後見人支援</li> </ul>
<p>後見人が適切に意思決定、財産管理及び身上監護を担うことができるよう、また、不正予防を徹底するため、後見人の相談窓口を開設し、被後見人の見守り体制を構築します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○成年後見サポートセンター</li> <li>・後見人支援</li> <li>・専門職との連携</li> </ul>

取組の方向性	関連する事業
イ. 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築	
<p>高齢者や障がい者、子どもへの虐待やDV防止に向け、講演会やパンフレットによる住民への周知・啓発を行います。さらに、地域包括支援センターや民生委員・児童委員を中心に、早期発見・早期対応ができるよう、情報交換や体制整備の充実を図ります。</p> <p>虐待の多くが住宅で発見されることが多いため、家族介護者への支援の充実を図り、虐待の予防を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会</li> <li>・ 障害者虐待防止センター</li> </ul>
<p>福祉サービス等を適切につなげていくためには、関係団体や関係機関との連携ネットワークの構築が不可欠です。成年後見制度利用促進委員会や地域包括支援センターにおける地域ケア会議の開催を通じ、地域における連携・対応強化の推進を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成年後見サポートセンターの運営</li> <li>・ 成年後見制度利用促進委員会の開催</li> <li>・ 地域ケア会議の開催</li> </ul>
<p>ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者等の増加にともなう成年後見制度の需要増に対応していくため、市民後見の人材養成に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 成年後見サポートセンター</li> <li>・ 市民後見人養成講座の開催</li> </ul>

●参考指標●

	現状値(R4 実績)	目標値(R10)	備考
行政窓口の相談機能の強化	24件	50件	

	現状値(R4 実績)	目標値(R10)	備考
市民後見人養成講座の受講者数	3人	10人	

## 基本方針 2 地域福祉推進体制の強化

### (1) 地域の安全安心に向けた活動の促進

#### ①くろベネット事業の推進

取組の方向性	関連する事業
<p>黒部市社会福祉協議会が推進する、くろベネット事業は、住民と専門職・企業などが協力しながら、住民が地域から孤立することを防ぎ、だれもが安心して生活できる地域をつくることを目的としています。地区社会福祉協議会を中心に、地域住民が主体となってチームを編成し、支援活動を推進します。</p> <p>また、黒部市社会福祉協議会や民生委員・児童委員、地域包括支援センター、ケアマネジャー、医療関係者など、さまざまな関係機関との連携強化に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・くろベネット事業</li> </ul>

#### ②防災・防犯体制の整備

取組の方向性	関連する事業
<p>災害時における一人暮らし高齢者や障がい者などの避難行動要支援者名簿の更新などを行うとともに、市・黒部市社会福祉協議会・民生委員・児童委員・自治振興会・自主防災組織・消防団などと連携し、避難行動要支援者の避難支援プラン（個別避難計画）の作成や情報共有を図ります。</p> <p>こうした取組が有効に活用されるよう、避難行動要支援者を含めた防災避難訓練の実施に努めます。また、日常的な見守りを通じ、顔の見える関係づくりや信頼関係を育むことで、地域防災力の強化を進めます。さらに、福祉避難所との連携を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者名簿</li> <li>・避難行動要支援者個別避難計画の整備</li> <li>・総合防災訓練</li> <li>・防災マニュアル兼災害時避難確保計画の整備</li> </ul>
<p>子どもや高齢者が被害に遭う犯罪や消費生活におけるトラブルを未然に防止するため、消費生活出前講座などを通じて、地域における防犯などに関する啓発活動を行います。</p> <p>また、電話による、高齢者を狙った「オレオレ詐欺」「還付金詐欺」「アポ電（アポイント電話）強盗」等の特殊詐欺被害防止対策として、通話録音装置等購入費助成事業を推進します。</p> <p>さらに、「ながら見守り」を推進するため、黒部市安全なまちづくり推進センターでは、わんわんパトロール隊の募集を行い、登録犬の散歩時の際に、近隣での見守りや声掛けなどを行います。</p> <p>また、行方不明者の早期発見に資するため、市と各地区町内会等が連携し、防犯カメラの設置事業を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活相談</li> <li>・通話録音装置等購入費助成事業</li> <li>・わんわんパトロール隊</li> <li>・防犯カメラ設置事業</li> </ul>

### ③さまざまな課題を持つ人への支援

取組の方向性	関連する事業
<p>就業の不安定による経済的な困窮や衣食住、医療、介護などの課題に対して、各種支援制度の紹介など、相談支援の充実を図ります。</p> <p>また、生活困窮者、高齢者、障がい者、ひとり親家庭などで就労に困難を抱える者について、段階に応じた適切な支援を行います。社会福祉協議会やハローワークなどの関係機関との情報共有を行い、就労訓練など就労支援の創出などの支援の充実に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活困窮者自立支援事業</li> </ul>
<p>生活困窮者に対し、生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に対応するための相談支援事業を実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自立相談支援事業</li> </ul>
<p>「住宅セーフティネット法」の一部改正と「生活困窮者自立支援法」の成立に基づき、生活や住宅に配慮を要する者の住まいを市内に確保し、生活の安定や自立の促進に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住居確保事業</li> <li>一時生活支援事業</li> </ul>
<p>うつや自殺予防対策を目的とした情報提供や啓発、相談支援体制の構築及び強化に努めます。また、地域や職場など、身近なところで自殺のサインに早期に気づき対応できるようゲートキーパー※1の育成を図ります。</p> <p>さらに、富山県心の健康センターや新川厚生センターなどとの連携強化に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神保健福祉事業</li> <li>自殺対策事業</li> </ul>

### ●参考指標●

	現状値(R4実績)	目標値(R10)	備考
生活困窮者自立支援事業における就労実績	6	8	延べ件数

※1 ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、いわば「命の門番」とも位置づけられる人。

## ＜再犯防止推進計画＞

犯罪や非行をした者（以下「犯罪をした者等」という。）の中には、貧困や疾病、厳しい生育環境等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える者が少なくありません。こうした生きづらさを抱える犯罪をした者等の課題に対応し、その再犯を防止するためには、社会復帰後、地域社会で孤立させない「息の長い」支援策を関係機関の緊密な連携協力のもと実施する必要があります。

本市では「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、施策を進めるために、本計画と再犯防止推進計画を一体的に策定し、取り組めます。

取組の方向性	関連する事業
<p>更生保護に携わる保護司会、更生保護女性会、BBS会、更生保護協力会等の活動を支援するとともに、関係機関との情報共有や連携を図ります。</p>	
<p>保健医療・福祉などの支援を必要とする犯罪を犯した者等の再犯を防ぎ、地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、戻っていくことができるよう、更生保護サポートセンター等関係機関と連携し、必要な保健医療・福祉サービス、住まい、就労などの支援の提供に努めます。</p> <p>また、犯罪を犯した者等の立ち直りへの意識醸成のため、支援の周知等、情報発信や取組に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 更生保護サポートセンター※1</li> </ul>
<p>犯罪の未然防止・再犯防止のため、更生保護活動に関する普及啓発・理解促進を図ります。</p> <p>また、学校との連携による青少年健全育成活動及び非行犯罪防止活動を支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 機関誌による普及啓発</li> <li>• 社会を明るくする運動</li> <li>• 中学生生活体験発表会大会</li> <li>• 小学生作文コンテストへの参加</li> <li>• 14歳の挑戦</li> </ul>

※1 更生保護サポートセンター

保護司（犯罪者などの改善・更生を助け、犯罪予防のための保護観察に当たる人。）・保護司会が地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点。保護司会が市町村や公的機関の施設の一部を借用して開設し、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築を行っている。



### ＜重層的支援体制整備事業＞

令和2年度の社会福祉法改正において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村が実施する事業として創設されました。この事業では、「属性を問わない相談支援」「多様な社会参加に向けた支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することとされています。

ひとり暮らしを含めた高齢者のみ家庭や生活困窮、ひきこもり、障がいのある人やひとり親家庭など、社会的な孤立や支援が届きにくい方が抱える、多様で複合的な地域生活課題への対応には、制度・分野の枠や「支える側」、「支えられる側」という関係を超えて総合的に相談に応じ、関係機関との連携による包括的・重層的な支援体制の構築が必要となります。

このような多様化・複雑化する課題に対応するため、関係機関と連携を強化し、①世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できる包括的な支援体制の構築、②地域住民をはじめとする多様な主体がつながり、活動する地域共生の取組の促進、③誰もが利用できるサービスの促進について、体制整備と支援方策を検討します。

## (2) 社会福祉協議会等の活動支援

### ①社会福祉協議会活動の充実

取組の方向性	関連する事業
黒部市社会福祉協議会に地域福祉活動のコーディネーターを配置し、活動の一層の充実を図ります。市と協議会との連携を強化し、活動を支援します。	・地区社会福祉協議会の事業、研修会

### ②地区社会福祉協議会活動の推進

取組の方向性	関連する事業
地区社会福祉協議会が地域で実際に地域福祉活動を実施する中心的組織となり、地域総合福祉活動におけるくろベネットチームの組織づくりやくろベネットリーダーの育成を行うことができるよう、市と黒部市社会福祉協議会の連携や支援体制の強化を進めます。	・くろベネット事業※1

### ●参考指標●

	現状値(R4 実績)	目標値(R10)	備考
くろベネットチーム数	601 チーム	1,000 チーム	

※1 くろベネット事業

小地域（黒部市内 16 地区）を単位として、地域住民、自治組織、行政機関、民生委員・児童委員、専門機関（職）が連携をかり、支援を必要とする方（世帯）を見守り、支えることで、誰もが安心して暮らせるやさしい福祉のまちづくりを目指す事業。

## 基本方針 3 地域活動・ボランティア活動の推進

### (1) 地域活動の推進

#### ① 地域の活動拠点の整備

取組の方向性	関連する事業
<p>市民同士が気軽に集える地域の交流や支え合い推進活動、地域住民主体の通いの場※1のさらなる推進を図り、介護予防やひきこもり防止につなげます。</p> <p>また、身近な地域活動拠点に通うことで、地域でのつながりづくりや、困りごとの相談・共有を行い、地域生活課題の早期発見と早期解決に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域支え合い推進事業</li> </ul>

#### ② 小地域における活動の促進

取組の方向性	関連する事業
<p>最も身近な地域活動の拠点である町内会や老人クラブ、自治振興会などに対し、情報提供や活動支援を行います。また、活動団体において、多様化する地域生活課題の把握と解決ができるように相談支援の充実を図ります。</p> <p>さらに、小地域ごとの活動の活性化を図るとともに、圏域内における小地域間の連携・協働を促します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括支援センター</li> <li>地域支え合い推進事業</li> <li>高齢者生きがいづくり事業</li> <li>介護支援サポーターポイント事業※2</li> </ul>

#### ● 参考指標 ●

	現状値(R4実績)	目標値(R10)	備考
地域住民主体の通いの場の参加者	507人	1,015人	

#### ※1 通いの場

高齢者をはじめとする地域住民が主体となり、介護予防や健康づくりのために地域の中で気軽に参加できる活動の場のこと。支え合う地域づくりやコミュニケーション、交流の拠点にもなっている。

#### ※2 介護支援サポーターポイント事業

市内在住の40歳以上の方（介護保険被保険者）が対象。地域での支え合い活動や介護事業所でのボランティア活動の実績に応じてポイントが付与され、貯まったポイントを換金できる。利用者の話し相手やレクリエーション・行事の補助などの活動を行う。

## (2) ボランティアセンターの運営支援

### ①黒部市社会福祉協議会ボランティアセンターの充実

取組の方向性	関連する事業
<p>ボランティア活動の振興を図り、ボランティアの育成・援助など必要な連絡・調整を行います。また、定年制の延長や高齢化などにより年々減少し続けるボランティア登録者数に歯止めをかけるため、年齢を問わず、誰でも参加できるボランティア活動の内容の検討及び周知・啓発に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・くろべボランティアセンター運営事業</li> </ul>

### ●参考指標●

	現状値(R4 実績)	目標値(R10)	備考
ボランティア登録団体	67 団体	70 団体	

## (3) ボランティア活動の促進

### ①ボランティア活動への参加促進

取組の方向性	関連する事業
<p>ボランティアセンターが中心となり、ボランティア活動の情報発信の充実を図ります。ボランティア活動に結びつけるコーディネート機能を強化し、ボランティア活動への自主的な参加促進とボランティアに関する相談支援を推進します。</p> <p>また、地域住民、ボランティア団体、NPOなどの社会福祉の活動団体に対し、情報提供や必要な知識・技術の習得に向けた支援、活動拠点に関する支援などを行い、地域住民の自主的な活動の連携を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・くろべボランティアセンター運営事業</li> </ul>

### ②ボランティア活動の場づくり

取組の方向性	関連する事業
<p>高齢者を含む誰もが気軽に集うことができる活動の場を確保します。地域福祉の関係機関が連携し、町内会の集会所や空き家を活用した地域住民が主体的に運営する拠点づくりを推進します。</p>	

### ③寄付活動の促進

取組の方向性	関連する事業
<p>ボランティア活動を財政的に支援するため、赤い羽根共同募金や善意銀行などの普及・啓発などを通じて、寄付活動を促進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・赤い羽根共同募金運動</li> <li>・あったか雪募金※1</li> <li>・善意銀行※2</li> </ul>

●参考指標●

	現状値(R4 実績)	目標値(R10)	備考
黒部市ボランティア登録人数	2,094 人	2,100 人	

---

※1 あったか雪募金

平成 24 年(2012)年度から実施しており、雪がたくさん積もって困っているみなさんを支えるための募金。募金は、黒部市社会福祉協議会で受付け、一斉雪かき支援に活用されている。

※2 善意銀行

黒部市社会福祉協議会が預託(寄付)という形でみなさまの善意を預かり、社会福祉事業に活用している。

## 第5章 計画の推進について

### (1) 計画の周知

本計画の理念や方向性などを共有することができるよう、本計画の内容に関して、さまざまな媒体を活用して広く市民に周知します。

### (2) 連携による推進体制の整備

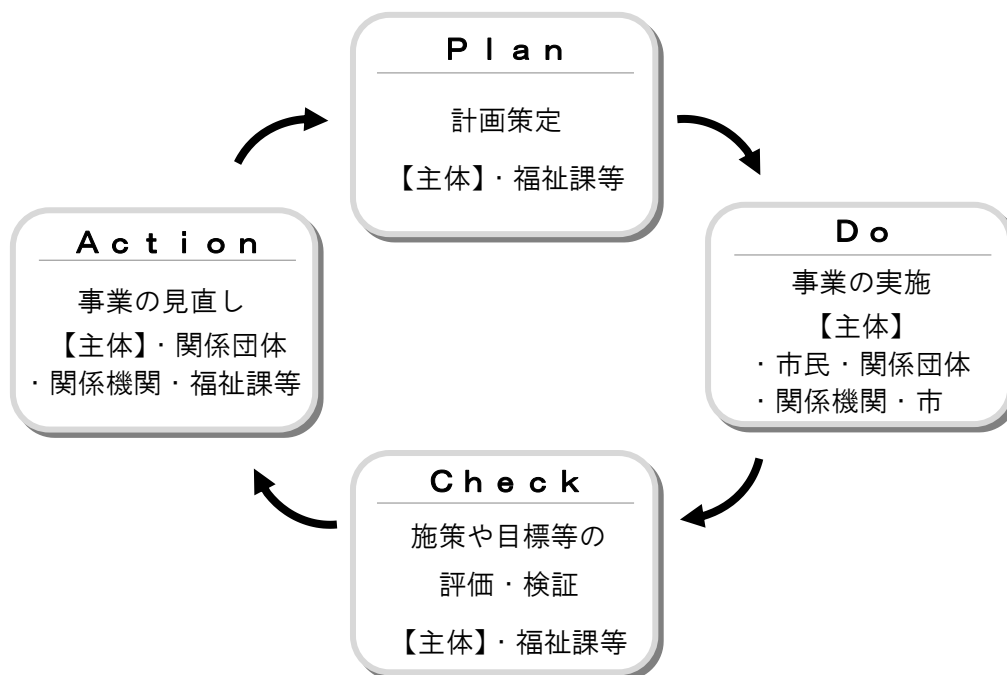
計画の着実かつ効果的な推進を図るため、庁内の推進体制は、地域福祉に関わる担当部課を中心に関係部課が連携を取りながら推進します。

また、家庭や地域の中で障がいの有無や年齢にかかわらず、その人らしく安心して生活を送ることができる社会を実現するために、行政はもとより、民生委員・児童委員や自治会、黒部市社会福祉協議会、地域包括支援センター、医療関係者、NPO法人、サービス事業者、企業などとの連携体制を一層強化します。なお、黒部市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」が地域福祉に関する実践的な計画であることから、両計画において補強・補完しながら推進を図ります。

各関係機関・団体などがそれぞれ担う役割を明らかにし、相互連携や協働により地域福祉を推進することができるよう、啓発に努めます。

### (3) 計画の進捗管理

本計画の進捗管理については、PDCA サイクルに基づき、検証・評価を行います。



# 資料編

## 1 計画策定の経緯

年	月	内容
R5	4	
	5	
	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公募委員の選出</li> <li>・黒部市地域福祉計画策定準備業務（9月まで）</li> </ul>
	7	
	8	
	9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画策定委員の選出</li> <li>・アンケート調査実施（9/6～9/22）</li> <li>・アンケート取りまとめ、集計</li> </ul>
	10	第1回黒部市地域福祉計画策定委員会（10/31） <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員委嘱</li> <li>・第1章 計画の策定にあたって</li> <li>・第2章 黒部市の現状</li> <li>・策定スケジュールの確認</li> </ul>
	11	第2回黒部市地域福祉計画策定委員会（12/25） <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3章 基本理念と施策体系</li> <li>・第4章 施策の展開</li> <li>・第5章 計画の推進について</li> </ul>
R6	12	
	1	第3回黒部市地域福祉計画策定委員会（1/16） <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画最終案の検討</li> </ul>
	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの実施（2/1～3/1）</li> </ul>
	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・黒部市地域福祉計画策定、公表</li> </ul>

## 2 黒部市地域福祉計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく黒部市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に関し必要な事項を検討するため、黒部市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議検討する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員会の目的を達成するために必要な事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 福祉事業の関係者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市民から公募した者
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から令和6年3月31日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって可決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (報告)

第7条 委員長は、第2条に規定する所掌事務の協議検討結果を市長に報告するものとする。

### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民福祉部福祉課において行う。



(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

### 3 黒部市地域福祉計画策定委員会名簿

	役職名	氏名	区分
1	特別養護老人ホーム越野荘施設長	村田 治彦	福祉事業者
2	黒部市民生委員児童委員協議会	山本 正明	各種団体
3	黒部市地区ボランティア部会協議会長	村田 洋子	
4	黒部市老人クラブ連合会長	此川 昇	
5	黒部市自治振興会連絡協議会副会長	幅口 文史朗	
6	黒部市社会福祉協議会長	前田 潤	
7	黒部市小学校長会	寺島 紀子	
8	富山県新川厚生センター所長	大江 浩	行政機関
9	新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合総務課長	米澤 信二	
10	公募委員	森下 吉光	公募

**第4次黒部市地域福祉計画**  
**【令和6年度～令和10年度】**

発行：黒部市

編集：黒部市 市民福祉部 福祉課

〒938-8555

富山県黒部市三日市 1301 番地

[電話] 0765-54-2111 (代表)

[fax] 0765-54-4115